

平成 23 年 6 月 1 日施行
長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例

逐条解説

平成23年 7 月

長野市環境部廃棄物対策課

第1章 総則

条例
(目的) 第1条 この条例は、廃棄物の適正な処理に関する規制、廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手續その他必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正な処理を確保し、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

【趣旨】

- 1 この条は、この条例の目的を定めたものであり、この条例の解釈及び運用は、この条の目的規定を基本として行われる。
- 2 この条例の制定の背景として、下記の事項が挙げられる。
 - (1) 廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）により規制されているところであるが、法の趣旨を逸脱した行為に対する規制が必要であること及び再生利用業の指定制度等の条例上の整備が必要であること。
 - (2) 廃棄物の適正な処理を確保するためには、処理業者に対する規制だけでなく、廃棄物を排出する側の責務の強化が必要であること。
 - (3) 廃棄物処理業や施設設置の許可申請などに先立ち、事業計画者と地域の住民等が開かれた場で議論し、その過程を通じて事業計画を地域の実情にあったより良いものとし、もって地域における紛争を回避し、合意形成を図る必要があること。

【解説】

法の目的と異なる点としては、「廃棄物の適正な処理を確保」するために、廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手續を定めることとしている点が挙げられる。これは、合意形成手續を通じて、地域の住民等が事業計画の内容に関与することで、事業計画者がその計画を地域の実情にあったより良いものとし、その地域における生活環境と廃棄物の適正処理の保全との両立が期待されるため、条例独自に定めるものである。

条例
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <ol style="list-style-type: none">(1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。(2) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。(3) 排出等事業者 産業廃棄物を市内において排出する事業者又は自ら排出した産業廃棄物を市内において保管する事業者をいう。(4) 一般廃棄物再生利用業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号又は第2条の3第2号の規定により市長の指定を受けた者をいう。(5) 産業廃棄物再生利用業者 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定により市長の指定を受けた者をいう。(6) 廃棄物処理業者等 次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。<ol style="list-style-type: none">ア 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者イ 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けた者ウ 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者エ 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者オ 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者カ 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者キ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下この号及び第48条において「使用済自動車再資源化法」という。）第60条第1項の規定による解体業の許可を受

条例	
けた者	
ク	使用済自動車再資源化法第67条第1項の規定による破砕業の許可を受けた者
ケ	一般廃棄物再生利用業者
コ	産業廃棄物再生利用業者

【趣旨】

この条は、この条例における用語の定義である。

【解説】

- 1 「廃棄物」等の基本的用語の定義は、法の定義による。
 - 2 「排出等事業者」は、第2章第3節の「排出等事業者の講ずべき措置」等の適用範囲を明確にするため、産業廃棄物を「市内において」排出する者又は自ら排出した産業廃棄物を市内において保管する者としたものである。
自ら排出した産業廃棄物を市外から持ち込んで不適正に保管する事例があるため、この者もこの条例の対象としたものである。
 - 3 「廃棄物処理業者等」とは、条例第6条の「廃棄物の保管に関する基準」、第46条の「記録及び閲覧」、第76条の「報告の徴収」及び第77条の「立入検査」において、義務主体などとして用いている。
- ※ それぞれの制度の義務主体は、法の許可を受けた廃棄物処理業者等に限定されるものではなく、排出等事業者がこれに該当する場合もある。(例えば、記録及び閲覧については処理業の許可を有しないいわゆる自社処理業者も義務を負う。)

条例	
(市の責務)	
第3条	市は、廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止するため、法又はこの条例の規定に基づく処分、勧告等を厳正かつ速やかに行わなければならない。

【趣旨】

この条は、廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の保全上の支障が生じることを未然に防止するために、市は、行政処分及び勧告等を厳正かつ速やかに行うものとした。

【解説】

- 1 「勧告等」の「等」とは、条例第74条から第77条にかけての行政処分等の公表や報告徴収及び立入検査の権限の行使のことである。
- 2 この責務規定は、「行政処分の指針について」(平成17年8月12日環廃産発第050812003号)中の、「違反行為が継続し、生活環境保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するとともに、廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭するため、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。」を受け、行政処分等を厳正かつ速やかに行っていくことを改めて宣言するものである。

条例	
(事業者の責務)	
第4条	事業者は、その廃棄物の適正な処理を行うために必要な管理体制を整備するよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、事業者が廃棄物の適正な処理を行うために必要な管理体制の整備に努めなければならないこととしたものである。

【解説】

- 1 この条中の「適正な処理を行うために必要な管理体制」の整備とは、法第12条第8項に規

定する産業廃棄物処理責任者（法第15条施設を設置する排出者）や法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者（特別管理産業廃棄物の排出者）の選任などに止まらない。

- 2 管理体制の構築に当たっては、「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」（平成16年9月 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（経済産業省））を参考とすること。（URL：www.meti.go.jp/committee/downloadfiles/g40917cj.pdf）同ガイドラインで事業者の管理体制について挙げている事柄の一部を以下に要約・抜粋する。

- (1) 経営者は全社に対して廃棄物・リサイクルガバナンス構築に向けた経営理念を提示し、全社的な取組を進めていくことを明確に指示する。
- (2) 全社レベルでの廃棄物の管理を担当する部門を決め、各部門の責任範囲と権限を定める。
- (3) 廃棄物管理担当部門は、廃棄物の流れの全社的把握と減量化を含めた計画策定、3R推進に向けた分別ルールの整備に当たる。
- (4) 各店舗・事業所は、それぞれ現場の廃棄物管理担当者を決め、廃棄物等の発生現場として日常的な管理、実績の取りまとめ及び廃棄物担当部門への報告等を行う。
- (5) 廃棄物等の管理に係る状況を定期的に監査する仕組みを構築する。
- (6) 情報の共有と改善すべき点のフィードバックを行う。

条例

（市民の責務）

第5条 市民は、廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかに当該処理の状況を市その他の関係機関に通報するよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、市民参加による不適正処理の情報収集を目指し、市民が廃棄物の不適正処理を知ったときは、関係機関（市、県、国等）に通報するよう努めなければならないこととした。

【解説】

- 1 「その他の関係機関」とは市のほか県、国等の機関のことである。
- 2 労働者がある勤務先において廃棄物の不適正処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知り、それを内部告発した場合には、公益通報者保護法（平成16年法律第128号）の規定により保護される。

第2章 廃棄物の適正な処理に関する規制

第1節 廃棄物の保管等に関する基準等

条例
(廃棄物の保管に関する基準) 第6条 排出等事業者及び廃棄物処理業者等は、廃棄物の保管を行うときは、規則で定める廃棄物の保管に関する基準に従わなければならない。

【趣旨】

この条は、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準及び第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準が規制していない行為に起因する周辺的生活環境への影響を防止し、違法状態に結びつく蓋然性の高い保管を規制するものであって、法に規定のない事柄について定めるものである。

規則
(廃棄物の保管に関する基準) 第2条 条例第6条の規則で定める廃棄物の保管に関する基準は、次のとおりとする。 (1) 地盤面を掘り下げ、又は地中にある空間を利用して廃棄物を保管するときは、次によること。 ア 底面及び側面を不浸透性の材料で覆うこと。 イ 屋根、覆いその他保管の場所に雨水等が入らないようにするための設備を設けること。 (2) 廃棄物を保管するときは、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

【解説】

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号において準用する第3条第1号リ（2）（イ）の規制は、「一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと」としているが、この条では、「地盤面を掘り下げ、又は地中にある空間を利用して保管する場合」には、政令で規定している底面に加えて側面も不浸透性の材料で覆うとともに、雨水に接触することがないように屋根、覆い等を設置することを求めている。
- 2 「火災の発生を防止するために必要な措置」とは、自然発火しないよう適正な温度管理を行うことや、火災の原因と廃棄物が接触しないよう措置することをいう。
「消火設備を設けること」とは、消火器の設置や、防火用水の確保をいうが、必要になる設備は廃棄物の種類、性状等によって異なるものであって、廃棄物の保管をする事業者の責任において適切な設備を設けることが求められる。

条例
(改善命令) 第7条 前条の基準に適合しない廃棄物の保管が行われたときは、市長は、当該保管を行った排出等事業者又は廃棄物処理業者等に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【趣旨】

この条は、前条の廃棄物の保管に関する基準に適合しない保管が行われた場合に、市長が当該基準に従った適正な保管を命じる、行政処分に関する規定である。

【解説】

- 1 この条における改善命令の対象は、条例第6条に規定する基準に従わない廃棄物の保管を行った排出等事業者又は条例第2条第6号に規定する廃棄物処理業者等である。
- 2 改善命令の違反には罰則の適用がある（条例第82条第1項第1号参照）

条例

(木くずの保管期間等)

- 第8条 木くず（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300号。以下「政令」という。）第2条第2号に掲げるものをいう。次項において同じ。）のうち建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）を保管する者は、規則で定める期間を超えてこれを保管してはならない。ただし、処分又は再生のための保管を行う場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。
- 2 木くずチップ（木くずを切断し、破砕し、又は粉砕したもので廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）を保管する者は、規則で定める期間を超えてこれを保管してはならない。ただし、容器を用いて保管する場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。
- 3 前項に規定するもののほか、木くずチップを保管する者は、規則で定める保管に関する基準に従い、生活環境の保全上の支障のないようにこれを保管しなければならない。

【趣旨】

- 1 第1項は、政令第2条に掲げる産業廃棄物である木くずのうち、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものについて、保管期間の上限を定めるものである。
- 2 第2項は、木くずチップ（産業廃棄物である木くずを粉砕等したもので廃棄物でないもの）について、保管期間の上限を定めるものである。
- 3 第3項は、木くずチップがその性状において木くず（木くずの中間処理後の産業廃棄物）と相違するところがないため、廃棄物の保管に関する基準と同等の基準に従って、生活環境の保全上の支障のないようにこれを保管しなければならないことを定めるものである。

【解説】

- 1 「木くず」は、一般的には木質の廃棄物全般を指すが、この条例で保管期間の制限をかける木くずは、産業廃棄物である木くずのうち、建設工事に伴い生じた木くずに限っている。
- 2 「木くずチップ」とは、産業廃棄物である木くず（建設工事に伴い生じた木くずに限らず、政令第2条第2号に規定する木くず全てをいう。）を切断し、破砕し、又は粉砕したものであって、廃棄物以外のものである。
なお、木くずをチップ化（中間処理）することによって、中間処理後の木くずが直ちに産業廃棄物ではなくなると解釈してはならない。
- 3 第3項の木くずチップの保管基準違反には、条例第10条の改善命令が適用される。

規則

(木くずの保管期間)

- 第3条 条例第8条第1項の規則で定める期間は、90日とする。
- 2 条例第8条第1項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。
- (1) 産業廃棄物の処理施設において、処分又は再生のための保管を行う場合
- (2) 容器を用いて保管する場合
- (3) その他市長が特に必要と認めた処分又は再生のための保管を行う場合

【解説】

- 1 条例第8条第1項ただし書の規定に基づき、規則第3条第2項第1号では、処分又は再生のための保管を行う場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第7条の6の「当該産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間」であれば、90日を超えて保管することが許容されることを示した。
この場合の「当該産業廃棄物の処理施設」とは処理工程に応じて様々であるが、一次処理後の木くずに係る「当該産業廃棄物の処理施設」は二次処理施設又は最終処分場であり、当該木くずを一次処理施設で引き続き保管する場合は、原則どおり保管期間の制限がかかる。
なお、木くずの保管期間違反には不法投棄等に該当するものとして、法の規定による命令等が適用される。

規則

(木くずチップの保管期間)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める期間は、180日とする。

2 条例第8条第2項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 容器を用いて保管する場合
- (2) 畜産業を営む者が、畜産業の用に供するために保管する場合

【解説】

畜産農家が畜産業以外の用途のために保管する場合には、保管期間の制限がかかる。

規則

(木くずチップの保管に関する基準)

第5条 条例第8条第3項の規則で定める保管に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 周囲に囲い(保管する木くずチップの荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

イ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

(ア) 縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。

(イ) 次に掲げる事項を表示したものであること。

- a 木くずチップの保管の場所である旨
- b 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- c 屋外において木くずチップを容器を用いずに保管する場合にあっては、次号イに規定する高さのうち最高のもの

(2) 保管の場所から木くずチップが飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

ア 木くずチップの保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

イ 屋外において木くずチップを容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた木くずチップの高さが、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に依り、当該(ア)又は(イ)に定める高さを超えないようにすること。

(ア) 保管の場所の囲いに保管する木くずチップの荷重が直接かかる構造である部分(以下この号において「直接負荷部分」という。)がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(イ) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次のa又はbに掲げる部分に依り、当該a又はbに定める高さ

a 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあっては、その下端)(以下この号において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離2メートル以内の部分当該2メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(a)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(a)又は(b)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(a) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(b) (ア)に規定する高さ

b 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルを超える部分 当該2メートル

規則

ルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(a)に規定する高さ
(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(a)又は(b)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(a) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルの線を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(b) (7)に規定する高さ

ウ 地盤面を掘り下げ、又は地中にある空間を利用して木くずチップを保管するときは、次によること。

(7) 底面及び側面を不浸透性の材料で覆うこと。

(イ) 屋根、覆いその他保管の場所に雨水等が入らないようにするための設備を設けること。

エ その他必要な措置

(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(4) 保管に伴う火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

【趣旨】

木くずチップの保管に対して法の産業廃棄物保管基準及びこの条例の廃棄物の保管に関する基準と同等の基準を設け、生活環境保全上の支障を防止するための規定である。

【解説】

条例第8条第3項の規定により規則第5条で定める保管に関する基準は、法第12条第2項に規定する産業廃棄物保管基準(石綿含有産業廃棄物に関する部分を除く。)及び本規則第2条に規定する廃棄物の保管基準(地中保管の場合の基準と、消火設備等の設置)と同等の基準である。

参考：省令第8条

法第12条第2項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

第1号 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

(1) 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

(2) 次に掲げる事項を表示したものであること。

(イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨

(ロ) 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）

(ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(ニ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの

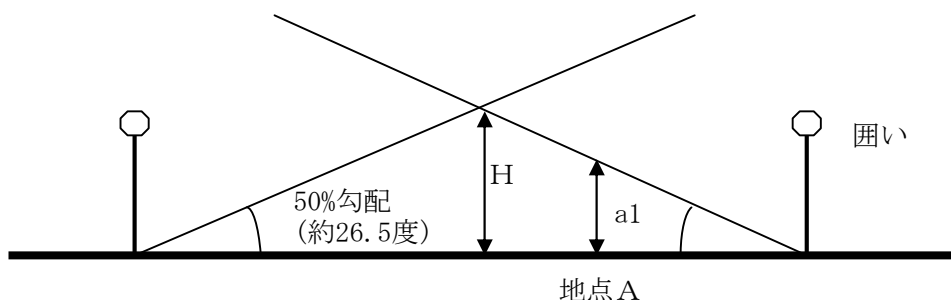
第2号 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次に定める高さを超えないようにすること。

(1) 両方が廃棄物に接していない囲いの場合

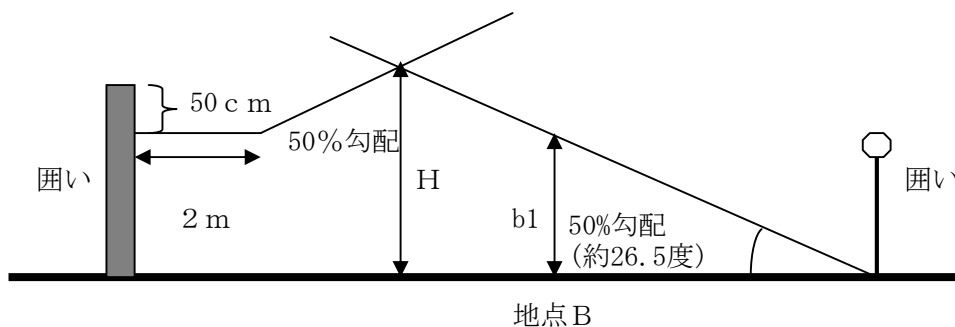
- ・高さの上限：囲いの下端から勾配50%以下



保管高さの上限：H（最大） 地点Aの高さ上限：a1

(2) 片方が直接囲いに接している場合

- ・囲いの内側2mは、囲い高さより50cm以下
- ・2m以上内側は、2m線から勾配50%以下



保管高さの上限：H（最大） 地点Bの高さ上限：b1

第3号 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

条例

(木くずチップの使用に関する基準)

第9条 木くずチップを使用する者は、規則で定める使用に関する基準に従い、生活環境の保全上の支障のないようにこれを使用しなければならない。

【趣旨】

この条は、木くずチップの使用と称した木くずの不適正処理事案が見られたことから、木くずの不適正処理と適正な使用とを区別するための基準を明確化し、木くずの不適正処理を防止するとともに、木くずチップの適切な使用を推進するために基準を設けるものである。

【解説】

- 1 この基準が適用される者は、使用目的を問わず、木くずチップを使用する**全て**の者である。従って、マルチング、路面等の保護材、堆肥の水分調整材、燃料等、木くずチップのあらゆる使用についての共通の基準である。
- 2 この条に違反する行為は廃棄物（木くず）の不適正処理に当たる疑いがあるものとして、法に基づく取り締りの対象となる。

規則

(木くずチップの使用に関する基準)

第6条 条例第9条の規則で定める使用に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる木くずチップは、使用しないこと。ただし、市長が生活環境の保全上の支障がないと特に認めた木くずチップの使用にあつては、この限りでない。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の新築、改築又は除去に伴い生じた木くずを切断し、破碎し、又は粉碎した木くずチップ

イ 廃棄物が混入し、又は付着した木くずチップ

ウ 長さが10センチメートルを超える木くずチップ

(2) 雑草の防除又は植物の生育の保護若しくは促進のために木くずチップを使用するときは、10センチメートル以下の厚さで使用すること。ただし、市長が生活環境の保全上の支障がないと特に認めた木くずチップの使用にあつては、この限りでない。

(3) 路面の保護、遊具の安全対策、緑化による法面の保護等のために木くずチップを使用するときは、次によること。

ア 使用する箇所を明確に区分すること。

イ 使用する範囲及び厚さは、最低限必要なものとする。

ウ 使用する木くずチップの飛散又は流出を防止するための措置を講ずること。

【解説】

- 1 規則第6条第1号は、木くずチップが備えているべき性状に関する基準である。
アは、建築物の除去等に伴い生じた木くずを原則使用禁止とする規定であるが、銅、クロム、ヒ素、クレオソート油等の有害物質を含む防腐処理薬品が使われていないことが明らかでない木くずから作った木くずチップ等、生活環境の保全上支障がないものとして市長が特に認めた木くずチップは使用できる。
イは、合板や塗装材を粉碎等した木くずチップを原則使用禁止とする趣旨の規定である。
ウは、これを超える大きさのものを原則使用禁止とする趣旨規定である。ただし、堆肥の水分調整材等に使用する場合でこれを超える大きさで用いる必要があるときにおいて、CCA処理（クロム、銅、ヒ素化合物系の木材防腐処理）されていない木くずから作った木くずチップ等、生活環境の保全上支障がないものとして市長が特に認めた木くずチップは使用できる。
- 2 第2号は、いわゆるマルチング材として木くずチップを使用するときの基準である。雑草防除の目的でマルチングをする場合、10cmを超える厚さで使用することに通常は合理性が認められず、木くずの不法投棄に当たる可能性が疑われるが、ブルーベリー栽培地や山林にお

いてはこれを超える厚さで使用する必要性・合理性が認められる場合があり、生活環境の保全上の支障がないものとして市長が特に認めた場合は、10cmを超える木くずチップを使用することが可能となる。

- 3 第3号は、遊歩道や馬場等の路面に木くずチップを敷き詰める場合、遊具等から転落したときの衝撃吸収の目的で使用する場合、法面の緑化等のための資材として使用する場合の使用基準である。

イは、敷き詰める範囲及び厚さに関する規定である。一律の厚さ基準を設けていないのは具体的な使用目的・条件によって厚さが異なることを想定しているためであって、敷設の範囲（厚さを含む。）の合理性に係る説明責任は、使用者にある。

ウは、環境影響の観点からは木くずチップは木くずを中間処理した後の木くずと何ら相違がないため、使用に当たって飛散流出による環境影響を防止するよう求めるものである。

- 4 燃料や堆肥の水分調整として使用する場合等、使用目的が規則第2号又は第3号に該当しない場合は、規則第1号のみが適用される。

条例	
(改善命令)	
第10条 第8条第3項の基準に適合しない木くずチップの保管が行われたときは、市長は、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、木くずチップの保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	

【趣旨】

この条は、市長が、条例第8条第3項の木くずチップの保管基準に適合しない保管を行った者に対して、当該基準に従った適正な保管を命じる行政処分に関する規定である。

なお、条例第8条第1項及び第2項の基準違反は、法に基づく行政処分等の対象となる。

【解説】

- 1 改善命令の対象となる者は、条例第8条第3項の木くずチップの保管基準に従わない保管を行った**全て**の者である。
- 2 改善命令の違反には罰則の適用がある。(条例第82条第1項第1号参照)
- 3 「保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきこと」の「その他必要な措置」とは、保管量の削減や保管行為の中止などである。

【参考】 木くず及び木くずチップに関するこの条例に係る規制の整理

		保管期間	保管基準	使用基準
木くず	条例の基準	有り (90日)	無し (法の基準が適用)	/
	条例の罰則	無し ※	無し (法の罰則が適用)	
木くずチップ	条例の基準	有り (180日)	有り	有り
	条例の罰則	無し ※	有り	無し ※

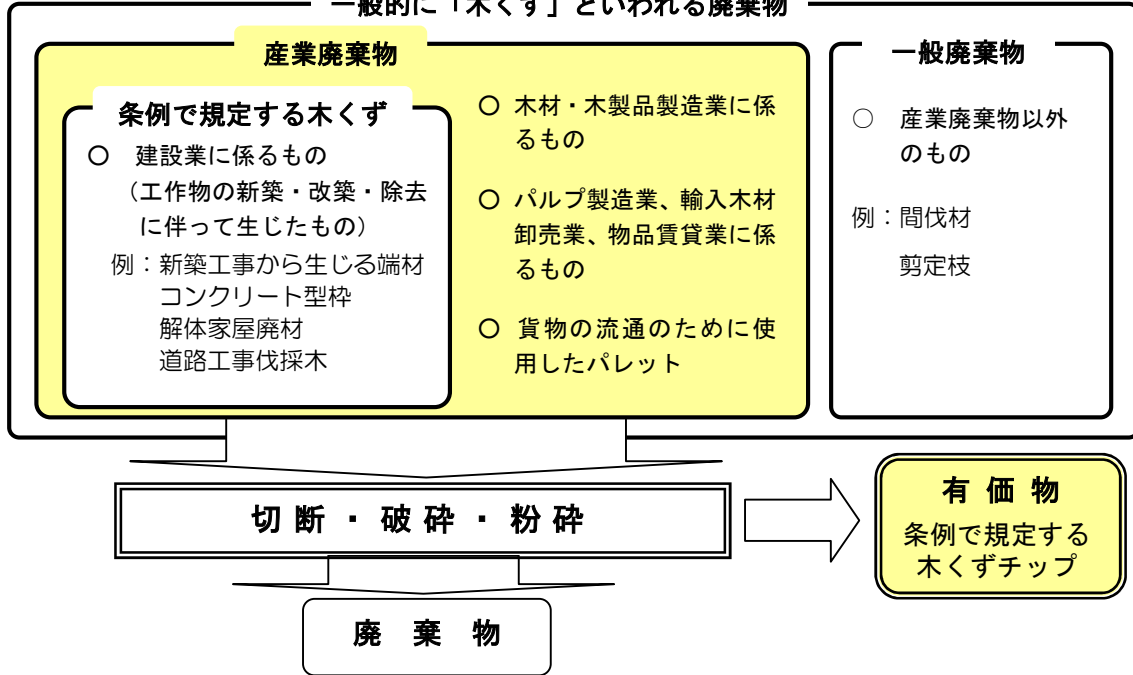
※ 違反した場合は廃棄物である木くずに該当するものとして不法投棄と判断し、法の罰則が適用されることがある。

コラム 条例で規定する木くずと木くずチップ

この条例では木くずと木くずチップについて以下のとおり規定しています。

- ・木くず 産業廃棄物である木くずのうち、建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・木くずチップ 産業廃棄物である木くずを切断し、破碎し、又は粉碎したもので廃棄物以外のもの

一般的に「木くず」といわれる廃棄物



第2節 小規模廃棄物焼却施設の設置の届出等

条例

(小規模廃棄物焼却施設の設置の届出)

第11条 廃棄物の焼却施設（政令第5条第1項のごみ処理施設並びに政令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2の焼却施設を除く。）で1時間当たりの処理能力が50キログラム以上のもの又は火格子面積若しくは火床面積が0.5平方メートル以上のもの（以下「小規模廃棄物焼却施設」という。）を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 小規模廃棄物焼却施設の設置の場所
- (3) 小規模廃棄物焼却施設において処理する廃棄物の種類
- (4) 小規模廃棄物焼却施設の処理能力
- (5) 小規模廃棄物焼却施設の位置
- (6) 小規模廃棄物焼却施設の構造
- (7) 小規模廃棄物焼却施設の維持管理の方法
- (8) その他規則で定める事項

2 同一の事業場内において2以上の廃棄物の焼却施設を設置しようとする者に係る前項の規定の適用については、当該2以上の全ての廃棄物の焼却施設の処理能力又は火格子面積若しくは火床面積をそれぞれ合算して適用する。

規則

(小規模廃棄物焼却施設の設置の届出)

第7条 条例第11条の規定による届出は、小規模廃棄物焼却施設設置届出書（様式第1号）により行うものとする。

- 2 条例第11条第1項第8号の規則で定める事項は、着工予定年月日及び使用開始予定年月日とする。
- 3 第1項の小規模廃棄物焼却施設設置届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 小規模廃棄物焼却施設の構造を明らかにする設計計算書
 - (2) 小規模廃棄物焼却施設の処理工程図
 - (3) 小規模廃棄物焼却施設の付近の見取図

【趣旨】

この条は、小規模廃棄物焼却施設（1時間当たりの処理能力（1の事業場に2以上の廃棄物焼却施設が設置されている場合においては、焼却能力の合計）が50キログラム以上又は火格子面積若しくは火床面積（1の事業場に2以上の廃棄物焼却施設が設置されている場合においては、火格子面積又は火床面積の合計）が0.5平方メートル以上のもの）を設置しようとする場合の届け出について定めたものである。

【解説】

- 1 小規模廃棄物焼却施設に該当するかどうかは、廃棄物焼却施設の処理能力又は火格子（火床）面積により判断する。ただし、同一の事業場内に2以上の廃棄物焼却施設が設置されている場合は、当該廃棄物焼却施設の焼却能力又は火格子面積若しくは火床面積の合計で判断する。
- 2 法の許可を必要とする施設は、この届出対象施設ではない。
- 3 廃棄物焼却施設の種類によっては火格子がないものがあるため、火床面積の基準を設けた。
- 4 小規模廃棄物焼却施設設置届出書の記載方法
記載は、できる限り図面、表等を用いることとする。
「小規模廃棄物焼却施設の位置」、「小規模廃棄物焼却施設の構造」又は「小規模廃棄物焼却

施設の維持管理の方法」等の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙として図面等を添付する。

条例

(構造等の変更の届出)

第12条 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1項第3号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

【趣旨】

この条は、小規模廃棄物焼却施設の設置者が、届出事項のうち小規模廃棄物焼却施設において処理する廃棄物の種類等を変更する場合には、事前に届け出る義務を課したものである。

【解説】

小規模廃棄物焼却施設の設置の場所を移動する場合（条例第11条第1条第2号該当）は、変更の届出ではなく、廃止及び設置の届出が必要である。

規則

(構造等の変更の届出)

第8条 条例第12条の規定による届出は、小規模廃棄物焼却施設構造等変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の小規模廃棄物焼却施設構造等変更届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 小規模廃棄物焼却施設の構造を変更する場合は、変更後の構造を明らかにする設計計算書
- (2) 小規模廃棄物焼却施設の処理工程を変更する場合は、変更後の処理工程図

【解説】

この届出の際には、変更部分（施設の構造を変更した場合に付随して変化する部分を含む。）の書類を提出すれば足りるものである。小規模廃棄物焼却施設構造等変更届出書の記載については、条例第11条の解説の記載方法を参考とする。

条例

(計画変更命令等)

第13条 市長は、第11条の規定による届出又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る小規模廃棄物焼却施設の構造又は維持管理の方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日の翌日から起算して60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る小規模廃棄物焼却施設の構造若しくは維持管理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第11条の規定による届出に係る小規模廃棄物焼却施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

【趣旨】

小規模廃棄物焼却施設の届出事項が、市長が定める構造に関する基準又は維持管理の方法に関する基準に適合しないと認められるときは、当該小規模廃棄物焼却施設の構造若しくは維持管理計画の変更又は設置計画の廃止を命じることができることを定めたものである。

規則

(構造に関する基準)

第9条 条例第13条及び第17条に規定する小規模廃棄物焼却施設の構造に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発

規則

- 生ずるガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏 800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 - (3) 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
 - (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第1次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第1次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。
 - (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第1次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第1次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。
 - (6) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
 - (7) 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - (8) 廃棄物の飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
 - (9) 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
 - (10) ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該小規模廃棄物焼却施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。
 - (11) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造の灰出し設備が設けられていること。
 - (12) 小規模廃棄物焼却施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
 - (13) その他市長が必要と認める設備が設けられていること。

規則

（維持管理の方法に関する基準）

第10条 条例第13条及び第17条に規定する小規模廃棄物焼却施設の維持管理の方法に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 小規模廃棄物焼却施設への廃棄物の投入は、当該小規模廃棄物焼却施設の処理能力を超えないように行うこと。
- (2) 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。
- (3) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800度以上に保つこと。
- (4) 焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。
- (5) 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
- (6) 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。
- (7) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を適切な頻度で測定し、かつ、記録すること。
- (8) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
- (9) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (10) 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (11) 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

規則

- (12)ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該小規模廃棄物焼却施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。
- (13)火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- (14)廃棄物の飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- (15)蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- (16)著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- (17)小規模廃棄物焼却施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。
- (18)前各号のほか、小規模廃棄物焼却施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に点検を行う。
- (19)小規模廃棄物焼却施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、及びその記録を3年間保存すること。
- (20)その他市長が必要と認める措置を講ずること。

条例

（実施の制限）

- 第14条 第11条の規定による届出又は第12条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日の翌日から起算して60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る小規模廃棄物焼却施設を設置し、又はその届出に係る小規模廃棄物焼却施設の構造若しくは維持管理の方法を変更してはならない。
- 2 市長は、第11条の規定による届出又は第12条の規定による届出の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

【解説】

実施の制限は、前条の計画変更期間を加味した規定であり、内容審査結果により、適当と認められた時点で着工を認めることができるものである。

条例

（氏名の変更等の届出）

- 第15条 第11条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき又はその届出に係る小規模廃棄物焼却施設の使用を廃止したときは、当該変更又は廃止のあった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

規則

（氏名の変更等の届出）

- 第11条 条例第15条の規定による届出は、小規模廃棄物焼却施設氏名等変更（廃止）届出書（様式第3号）により行うものとする。

条例

（承継）

- 第16条 第11条の規定による届出をした者からその届出に係る小規模廃棄物焼却施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該小規模廃棄物焼却施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

条例

- 第11条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る小規模廃棄物焼却施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該小規模廃棄物焼却施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 前2項の規定により第11条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

【趣旨】

この条は、小規模廃棄物焼却施設を譲り受け、又は借り受けた場合等について規定したものである。小規模廃棄物焼却施設を譲り受け、又は借り受けた者等は、届出人の権利及び義務を承継するが、この場合承継の届出が必要となる。

規則

（承継の届出）

第12条 条例第16条第3項の規定による届出は、小規模廃棄物焼却施設承継届出書（様式第4号）により行うものとする。

条例

（構造及び維持管理の方法に関する基準の遵守義務）

第17条 小規模廃棄物焼却施設を設置している者は、規則で定める構造及び維持管理の方法に関する基準を遵守しなければならない。

【解説】

- 構造に関する基準は、全ての廃棄物焼却施設に共通する法に規定する構造に関する基準に、法の許可を要する廃棄物処理施設の構造基準のうち必要と考えられるものを加えた基準と同等の基準を定めたものである。
- 維持管理の方法に関する基準は、全ての廃棄物焼却施設に共通する法に規定する維持管理の方法に関する基準に、法の許可を要する廃棄物処理施設の維持管理基準のうち必要と考えられるものを加えた基準である。
- 全ての廃棄物焼却施設に共通する法に規定する基準をここにあらためて規定しているのは、条例第13条に規定する設置計画変更命令又は廃止命令の発動に必要なためである。

条例

（基準適合命令等）

第18条 市長は、小規模廃棄物焼却施設を設置している者が前条の構造又は維持管理の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該小規模廃棄物焼却施設について同条の構造又は維持管理の方法に関する基準に従うべきことを命じ、又は当該小規模廃棄物焼却施設の使用の一時停止を命じることができる。

【解説】

小規模廃棄物焼却施設の構造に関する基準又は維持管理の方法に関する基準に違反した者に対し、必要な改善を命じ、又は期間を定めて使用停止を命じることができることを規定したものである。なお、これらの命令に違反した場合には罰則の適用がある。（条例第84条第2号参照）

条例

（小規模廃棄物焼却施設を設置する者の記録）

第19条 小規模廃棄物焼却施設を設置する者（廃棄物処理業者等及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の受注者で規則で定めるものを除く。）は、規則で定め

条例
るところにより、第11条の規定による届出に係る小規模廃棄物焼却施設に関し規則で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

規則
(記録を行うことを要しない建設工事の受注者) 第13条 条例第19条の規則で定める者は、自らその産業廃棄物を運搬し、又は処分する者とする。

規則
(小規模廃棄物焼却施設の記録) 第14条 条例第19条の規定による記録は、次により行うものとする。 (1) 記録は、次のアからウまでに掲げる記録する事項の区分に従い、当該アからウまでに定める日までに行うこと。 ア 次条第1号に掲げる事項 翌月の末日 イ 次条第2号に掲げる事項 同号ウの測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日 ウ 次条第3号及び第4号に掲げる事項 同条第3号の除去又は第4号の点検を行った日の属する月の翌月の末日 (2) 記録は、作成後3年間事務所に保存すること。 (小規模廃棄物焼却施設を設置する者の記録する事項) 第15条 条例第19条の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (2) 第10条第7号又は第9号の規定による測定を行った場合における次に掲げる事項 ア 当該測定を行った位置 イ 当該測定を行った年月日 ウ 当該測定の結果の得られた年月日 エ 当該測定の結果 (3) 第10条第8号の規定によるばいじんの除去を行った年月日 (4) 第10条第18号の規定による点検に関する次に掲げる事項 ア 当該点検を行った年月日 イ 当該点検の結果

【趣旨】

この条は、小規模廃棄物焼却施設の設置者に当該施設に関する記録の作成及び保存を義務付ける規定である。

【解説】

条例第46条第3号及び第4号に規定する者は、同条において規定する記録及び閲覧を行うため、この条についての記録の作成及び保存は除かれる。

条例第46条の記録は関係住民等に対し閲覧に供せられるが、この条の記録は閲覧に供する義務はない。

第3節 排出等事業者等の講ずべき措置

条例
(排出等事業者の講ずべき措置) 第20条 排出等事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。 2 前項の委託をした場合において、排出等事業者は、市内においてその産業廃棄物の不適正な処

条例

理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずるとともに、規則で定めるところにより、当該支障の除去等の措置について市長に報告しなければならない。

【趣旨】

- 1 第1項は、排出等事業者がその産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときに、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるよう、処理状況の確認をし、必要な措置を講じなければならないとするものである。
- 2 第2項は、排出等事業者がその産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合に、その産業廃棄物が市内で不適正に処理され、又は処理されるおそれがあることを知ったときには、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を自ら講じなければならないことを規定したものである。

【解説】

- 1 第1項は、法第12条第7項が「産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、～当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としているのに対し、「必要な措置を講じなければならない」とするものであり、排出等事業者の責任を強化した条例独自の規定である。

なお、排出等事業者は条例第2条の定義によるものであり、国、地方公共団体も含まれる。

- 2 第2項は、法第12条の3第8項を受けた省令第8条の29と同様の内容である。
- 3 法第19条の6第1項においても都道府県知事（政令第27条で定める中核市の長）は排出事業者等に対して支障の除去等の措置を講ずるよう命令することができることとされているが、法の措置命令は産業廃棄物の処分者の資力や排出事業者等が不適正処理について知り得る立場にあったことが立証されなければ発動されないのに対し、この条例はそのような前提要件を問わず、排出等事業者が産業廃棄物の処理委託について十分な注意を払わなかったという過失に基づき発動されるものである点などが異なる。

<参考> 法第19条の6第1項

前条第1項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者…に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情から見て相当な範囲内のものでなければならない。

- ① 処分者等の資力その他の事情から見て、処分者等のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
- ② 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第12条第7項、第12条の2第7項及び第15条の4の3第3項において準用する第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき

- 4 第1項の「必要な措置」を例示すれば、下記のとおりである。「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」も参照のこと。

- 産業廃棄物の適正な処理に通常要する市場価格の調査
 - ※ 処理費用が市場価格を著しく下回る場合、不適正処理が行われる蓋然性が高くなる。不適正処理が行われた場合において、処理委託に係る費用が合理的な根拠を有することを排出等事業者が立証できない場合、法の規定に基づき排出等事業者に対して措置命令が発せられることがある。（命令違反には罰則がある。）
- 産業廃棄物の処理委託先に関する下記の事項の確認

- ・ 過去5年間の行政処分及び過去1年間の行政指導の状況
 - ・ 環境認証（ISO14001等）の取得状況
 - ・ 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の適合認定の状況
- 処理委託前における処理施設等の現地確認（継続して処理を委託する場合にあっては、処理委託後の処理施設等の現地確認）
- なお、現地確認とは漫然と処理施設を目視すれば足りるものではなく、既存の廃棄物の保管状況・量、施設の処理能力等の状況及び不適正処理が行われる可能性の有無を含めて確認する趣旨である。
- 役員・従業員の教育状況
- ※ 許可の取得又は更新のための必要なものだけでなく、業界団体が実施する自主的な学習会への参加状況等についても確認することが適当である。
- 5 この条例は、商行為で通常行う取引先の信用度の調査と同程度の注意を廃棄物の処理委託（いわば、廃棄物処理という特殊技能を要する専門サービスの購入）についても払うことを求めるものであり、どのような措置をどの程度講じるかは、処理委託の頻度、量、相手方の廃棄物の保管状況、行政処分又は指導の累積状況などによって排出等事業者の自己責任において判断すべきものである。
- すなわち、委託先の現地調査を年に1回行っていけば一律に免責されるといったものではなく、処理業者が行政処分・指導を繰り返し受け、又は周辺住民から訴訟を起こされるなど、不適正処理が行われる可能性が客観的にも認められる状況にあれば、委託の都度現場確認が必要になる場合もあり得る。
- 以上により、排出事業者が措置を十分講じたかどうかの判断基準を一律に規定することは困難であるため、個別の不適正処理事案ごとに事後的に市長が判断する。
- 6 「行われ、又は行われるおそれがある」ことの判断基準は個々の排出等事業者の置かれた状況によって左右されるものではなく、日常的に商取引を行っている事業者の役員・従業員の注意をもってすれば不適正処理（通常の商取引に例えれば「不良品の納入」）がなされることを知り得たかどうかによるものである。
- なお、処理委託先において不適正な処理が行われることを知りながら、又はその蓋然性が高いことを知りながら処理を委託した場合において、排出等事業者が、「不適正処理が行われない」と判断したことに正当な理由があったことを示すことができないときは、法の定めるところにより、排出等事業者に対して措置命令が発せられる場合もある（命令違反には刑罰がある。）ことに注意が必要である。
- 7 法第12条の3第8項が「管理票交付者は、（中略）管理票の写しの送付を受けないとき、（中略）環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。」とあるのに対し、第2項の規定は、第1項の規定により様々な確認等の措置を講じる中で、処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理された、又は処理されるおそれがあることを知った場合に、適切な措置を講じなければならないとするものである。
- なお、処理委託後の確認の過程で法第12条の3第8項に基づく措置を講じた場合は、法律・条例の優先関係から、この条例の適用は差し控え、法を適用するものである。
- 8 第1項は、排出等事業者に対し、その地位に基づく注意義務を求めるものであり、第2項は処理の委託に当たっての排出等事業者の過失の有無を問わず発動される規定である。すなわち、第1項の措置を講じたか否かにかかわらず、第2項は発動されるものである。
- 9 排出等事業者の講ずべき措置の例としては、つぎのようなものが考えられる。
- なお、ここに掲げたものはあくまで一例であり、個別具体的な事情に応じて講ずべき措置の内容は異なるものである。
- 飛散流出を防止するためのブルーシート等の設置
 - 処理委託の中止及び委託した産業廃棄物の回収
 - 他の処理業者への処理委託

- 継続して処理委託している場合にあっては取引自体の打ち切り 等

(参考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項

管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第3項から第5項まで若しくは第12条の5第5項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき…は、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29

管理票交付者は、法第12条の3第8項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、…報告書を都道府県知事に提出するものとする。

規則

(排出等事業者の市長への報告)

第16条 条例第20条第2項の規定による報告は、同項の措置を講じた日から14日以内に、排出等事業者措置内容報告書(様式第5号)を市長に提出することにより行うものとする。

条例

(支障の除去等の措置に関する勧告)

第21条 市長は、前条第2項の産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合において、その排出等事業者が同条第1項及び第2項の規定に違反して措置を講じなかったときは、当該排出等事業者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

【趣旨】

この条は、産業廃棄物の不法投棄など不適正処理が行われた際に、市長がその産業廃棄物の排出等事業者に対し支障の除去等の措置を講じるよう勧告できるとする規定である。

【解説】

- 1 排出等事業者に対する勧告は、排出等事業者が条例第20条第1項・第2項の双方に違反した場合に行われるもので、どちらかの措置を十分講じていたと認められれば、勧告には至らない。(個別の不適正処理事案ごとに、当該排出等事業者が措置を十分講じたかどうかを市長が事後的に判断する。)
- 2 正当な理由がないのに勧告に従わないときは、勧告内容(氏名等を含む。以下同じ。)が公表されることとなっている。(条例第75条参照)

条例

(工事発注者の講ずべき措置)

第22条 建設業法第2条第1項に規定する建設工事(市内において施工されるものに限る。以下単に「建設工事」という。)を発注する者(第25条第1項及び第46条において「工事発注者」という。)は、その建設工事の受注者(以下「工事受注者」という。)に対し、当該工事受注者が当該建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理を適正に行い得ることを確認するよう努めなければならない。

【趣旨】

- 1 この条は、市内で施工される建設工事に伴い発生する産業廃棄物(建設産業廃棄物)の処理について、当該建設工事の受注者が適正に建設産業廃棄物の処理を行うことが可能であることを、当該建設工事を発注する全ての者(国・地方公共団体等も含み、事業者か個人かを

問わない。) に対し確認するよう求めるものである。

- 2 不法投棄の大部分を建設工事（特に建築物の解体工事）に伴い発生する建設産業廃棄物が占めるともいわれる現状に鑑み、その排出に関わる工事発注者に対し、この条例独自に努力義務を課すものである。
- 3 この条に規定する確認は努力義務であり、可能な範囲で講ずれば足りるものである。

【解説】

- 1 工事発注者は建設産業廃棄物の適正な処理に必要な費用まで含めて工事費用を負担しているものであり、処理費用を度外視した工事発注が行われた場合に不法投棄などの不適正処理につながるおそれがあることから、工事発注者も産業廃棄物の処理について一定の責任を負うことを明確にした規定である。
- 2 「産業廃棄物の処理を適正に行い得ること」とは、工事受注者が自ら適正に処理する場合だけでなく、「工事受注者が産業廃棄物の処理を専門の処理業者に委託するに際し、排出等事業者としての適切な対応が可能であること」まで含めた広い概念である。
- 3 「産業廃棄物の処理を適正に行い得ることの確認」を例示すれば、下記のとおりである。
 - 建設産業廃棄物の処理に関する工事受注者の計画の確認
 - 工事受注者がその建設産業廃棄物を自ら処理する場合（処理業の許可のない場合に限る。）にあつては、その積替保管場所及び処理施設の保管場所の状況の現地確認
 - 工事受注者がその建設産業廃棄物の処理を委託する場合にあつては、その委託先業者の行政処分の有無又は行政指導の累積状況の確認この場合の現地確認とは、単にその場所を目視するのみではなく、現に保管されている産業廃棄物の量、保管状況、廃棄物の処理施設の処理能力等も含めて確認し、過剰保管等の不適正処理が行われるおそれがないことを確認することを求める趣旨である。

条例

(工事発注事業者の講ずべき措置)

- 第23条 建設工事のうち規則で定めるものを発注する事業者（以下「工事発注事業者」という。）は、工事受注者に対し、当該建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理が適正に行われるために、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の処理に関する事項を確認しなければならない。
- 2 工事発注事業者は、前項の規定による確認をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を記録し、これを保存しなければならない。
 - 3 工事発注事業者は、市内においてその建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかに支障の除去等の措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、当該支障の除去等の措置について市長に報告しなければならない。

【趣旨】

- 1 この条は、市内で施工される建設工事に伴う建設産業廃棄物の処理について、当該建設工事を発注する事業者（一定の規模以上の建設工事を発注する事業者）に対し、当該建設工事の受注者が適正に産業廃棄物の処理を行うこと（排出等事業者として適切な措置を講じること）が可能であることを確認するよう求めるものである。
- 2 講ずべき措置の内容は、規則第18条各号に定める事項を確認することである。
- 3 第2項は、この条に規定する措置を講じたことを記録に残し、その記録を保存することを求める規定である。記録・保存義務違反には罰則の適用がある（条例第82条第3項第1号参照）
- 4 第3項は、条例第20条の趣旨と同じく、発注した建設工事に伴い排出された産業廃棄物が市内で不適正に処理され、又は処理されるおそれがあることを知ったときには、支障の除去等の措置を自ら講じ、市長にその状況等を報告しなければならないことを規定したものである。個別具体的な事情に応じて講じるべき措置の内容は異なるが、支障の除去等の措置の例

は条例第20条の解説の例のほか次のようなものが考えられる。

- 不適正処理の恐れがある場合にあっては工事の中止又は処理業者の変更を工事の条件とすること 等
- 5 工事受注者が説明をせず、又は虚偽の説明をした場合においてはその旨を記録し、支障の除去等の措置を講じるとともに、市長への報告を行なうことが求められる。

【解説】

市長への申告（報告）は、建設リサイクル法に基づく申告と、この条例に基づく報告の2種類があるが、それぞれ趣旨・目的が異なるものであり、条例に基づく報告をもって建設リサイクル法による申告に替えること（及びその逆）はできない。

規則

（建設工事の規模）

第17条 条例第23条第1項の規則で定める建設工事は、その規模が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号）第2条第1号又は第2号に掲げる建設工事の規模に関する基準以上のものとする。

【解説】

条例上、「一定規模以上の建設工事の発注者」が「工事発注事業者」となることとされており、この条はその建設工事の規模について定めている。具体的には次のとおりである。

（平成23年6月現在）

- ① 解体工事 当該解体工事に係る床面積の合計が80平方メートル以上のもの
- ② 新築・改築工事 当該建築物（増築の場合にあっては、当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が500平方メートル以上のもの

規則

（工事発注事業者の確認）

第18条 条例第23条第1項の規定による確認は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 建設工事の請負契約の締結の前 次に掲げる事項

ア 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の適正な処理に通常要する費用

イ 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程において収集若しくは運搬又は処分を行う者に関する次に掲げる事項

(ア) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 法第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項の許可の番号又は条例第37条第1項の指定の番号

(ウ) 法又は条例の規定に基づく過去5年間の行政処分及び過去1年間の行政指導の状況

ウ 工事受注者（条例第22条に規定する工事受注者をいう。以下同じ。）が、その建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の積替え、保管又は処分を市内で自ら行う場合（法第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項の許可又は条例第37条第1項の指定を有しないときに限る。）にあっては、その積替え、保管又は処分を行う場所の現地の状況

(2) 建設工事の請負契約の締結の後 建設工事に伴い生じた産業廃棄物の運搬又は処分の委託に当たり締結した委託契約書に記載されている事項（工事受注者が、その建設工事に伴い生じた産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合に限る。）

(3) 建設工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分の終了後 次に掲げる事項

ア 法第12条の3第1項の規定により工事受注者が交付した産業廃棄物管理票及び同条第5項の規定により工事受注者が送付を受けた産業廃棄物管理票の写し（第21条において「産業廃棄物管理票等」という。）に記載されている事項（工事受注者が、その建設工事に伴い生

規則

じた産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合に限る。)

イ 次に掲げる事項（第1号ウに規定する場合に限る。）

(ア) 建設工事の名称

(イ) 建設工事の場所

(ウ) 処分を行った当該産業廃棄物の総量及びその種類ごとの数量

(エ) 当該産業廃棄物の積替え、保管又は処分を行った場所の現地の状況

【解説】

- 1 建設工事の請負契約締結の前後で講ずべき措置（確認行為等）の内容は、排出等事業者の場合と異なり、規則第18条で定めた事項についての確認を実施すれば足りる。
- 2 規則第18条第1号ウでは、建設工事に伴い排出された産業廃棄物を処理委託せず、自ら処理する工事受注者（いわゆる自社処理業者）に工事を発注する場合は、当該業者が処理業の許可（処理業の許可又は施設の設置の許可）を有していないときに限って、廃棄物の処理を行う場所の現地確認を求めている。

この場合の現地確認とは、単にその場所を目視するのみではなく、現に保管されている産業廃棄物の量、保管状況、廃棄物の処理施設の処理能力等も含めて確認し、過剰保管その他の不適正処理が行われるおそれがないことを確認することを求める趣旨である。

規則

（工事発注事業者の記録等）

第19条 工事発注事業者（条例第23条第1項に規定する工事発注事業者をいう。以下同じ。）は、その建設工事ごとに、前条各号に定める事項を、同条の規定による確認をした日の属する月の翌月の末日までに記録しなければならない。

2 前項の規定による記録の保存は、次によるものとする。

(1) 記録は、1年ごとに作成すること。

(2) 記録は、作成後5年間事務所に保存すること。

【解説】

規則第19条第2項第2号の「事務所」とは、発注を行った事務所である。

規則

（工事発注事業者の市長への報告）

第20条 条例第23条第3項の規定による報告は、同項の措置を講じた日から14日以内に、工事発注事業者措置内容報告書（様式第6号）を市長に提出することにより行うものとする。

条例

（支障の除去等の措置に関する勧告）

第24条 市長は、前条第3項の産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合において、その工事発注事業者が同条第1項の規定に違反して確認をせず、かつ、同条第3項の規定に違反して措置を講じなかったときは、当該工事発注事業者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

【趣旨】

この条は、建設工事に伴い排出された産業廃棄物の不法投棄など不適正処理が行われた際に、その産業廃棄物の排出等事業者だけでなく、工事発注事業者に対しても、支障の除去等の措置を講じるよう勧告できるとする規定である。

【解説】

- 1 排出等事業者に対する勧告は、排出等事業者が条例第23条第1項・第3項の双方に違反した場合に行われるもので、どちらかの措置を十分講じていたと認められれば、勧告には至らない。

- 2 正当な理由がないのに勧告に従わないときは、勧告内容が公表されることとなっている。
(条例第75条参照)

条例
<p>(工事受注者の講ずべき措置)</p> <p>第25条 工事受注者は、工事発注者からその建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理を適正に行い得ることの説明等を求められたときは、誠実にこれに応じなければならない。</p> <p>2 工事受注者は、工事発注事業者に対し、規則で定めるところにより、その建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理に関する事項を説明しなければならない。</p>

【趣旨】

この条は、工事発注者（工事発注事業者）の講ずべき措置の裏返しとして、工事を受注した側が行うべき措置を規定したものである。

【解説】

- 1 第1項は、工事発注者から求めがあったときに、工事受注者が対応すべきことを規定するものである。
- 2 「処理を適正に行い得ること」とは、工事受注者自ら建設産業廃棄物を処理する場合は法に定める処理基準に沿って生活環境の保全上の支障がないよう適正に処理することができる施設及び能力を有することをいい、処理を委託する場合は工事受注者が建設産業廃棄物の最終処分に至るまでの行程について適正な処理がなされるよう、処理委託先の能力や処分状況の確認等について排出等事業者として必要な配慮を払っていることをいう。
- 3 第2項の規定による説明は、工事発注事業者からの要求の有無にかかわらず、必ず実施する必要がある。
- 4 建設工事が数次の請負によって行なわれる場合にも、直接当該工事を受注した者が工事発注者・工事発注事業者に対して説明を行うものである。

規則
<p>(工事受注者の説明)</p> <p>第21条 条例第25条第2項の規定による説明は、第18条各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項について行うものとする。この場合において、同条第2号に定める事項については同号に規定する委託契約書の写しを、同条第3号アに掲げる事項については産業廃棄物管理票等の写しを、同号イに掲げる事項については当該事項を記載した書面を工事発注事業者に交付して説明するものとする。</p> <p>2 前項の規定による第18条第2号に定める事項の説明は、委託契約を締結した日から10日以内に行わなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による第18条第3号に定める事項の説明は、同号アに掲げる事項にあっては法第12条の3第5項の規定により産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日から、同号イに掲げる事項にあっては中間処理又は最終処分を行った日から、それぞれ10日以内に行わなければならない。</p>

【解説】

- 1 工事受注者が説明を行わなかったときは、条例第23条第3項に該当することとなる。

条例
<p>(説明に関する勧告)</p> <p>第26条 市長は、工事受注者が前条第2項の規定に違反して説明をせず、又は虚偽の説明をしたときは、当該工事受注者に対し、同項の規定による説明その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p>

【趣旨】

この条は、工事受注者が工事発注事業者に対する説明義務を果たさなかった場合、工事発注者（工事発注事業者）がその責務を果たすことが困難となるため、市長が必要な措置を講ずべきことを当該工事受注者に対して勧告することができる旨の規定である。

【解説】

- 1 「その他必要な措置」の内容を例示すれば、自社処理業者が処理を行った現地の状況確認について協力すること（敷地への立ち入りや記録のための写真撮影等の認容）等である。
- 2 正当な理由がないのに勧告に従わないときは、勧告内容が公表されることとなっている。（条例第75条参照）

条例
<p style="text-align: center;">（土地所有者等の講ずべき措置）</p> <p>第27条 市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、その土地において、廃棄物の不適正な処理が行われないように、当該土地の適正な管理に努めなければならない。</p> <p>2 土地所有者等は、その土地を廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に使用させるときは、当該土地において廃棄物の不適正な処理が行われることを防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項に規定する場合において、土地所有者等は、その土地において廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、支障の除去等の措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、当該支障の除去等の措置について市長に報告しなければならない。</p>

【趣旨】

- 1 この条は、土地所有者等が土地を管理する際に不法投棄など不適正処理がその土地で行われることを防ぐために必要な措置を講じるよう求める規定である。
- 2 第1項は土地所有者等全般に適用される規定であり、土地の適正な管理についての努力義務を規定している。
- 3 第2項は、廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に土地を貸す場合に限定した土地所有者等の義務を規定したものである。
- 4 第3項は、使用させた土地で廃棄物の処理を行う者が不適正処理を行い、又は行われるおそれがあることを知った土地所有者等に対して、支障の除去等の措置を自ら講じ、市長にその状況等を報告しなければならないことを規定したものである。

【解説】

- 1 第1項の「市内の土地」とは、長野市内の土地をいい、当該土地の所有者等の所在が市内であるか市外であるかを問わず適用となる。（属地主義の原則）
- 2 第1項の「廃棄物の不適正な処理が行われないよう」にするための「適正な管理」とは、社会通念上土地所有者として要求される程度の管理をいい、次のようなものが挙げられる。
 - 定期的な土地の状況の確認
 - 不法投棄されにくい環境の整備（草刈り、立て看板の設置等）
 - 廃棄物が持ち込まれないようその周囲に囲いを設けること
 - 普段自ら使用しない管理道路等の封鎖
 - 周辺住民への連絡先の周知・管理の委託（不在地主等の場合）
- 3 第1項においては、土地所有者以外の者がその土地を賃借し、使用している場合におけるその土地の所有者、土地の上空部分のみを使用する地上権設定者等、実質的に管理権原を有しない者については適用されない。
- 4 第2項は、土地所有者等の安易な土地の貸借等が不適正処理を行う者を助ける結果につながる例があるため、規定したものである。「必要な措置」の例としては次のようなものが挙げられるが、具体的にどのような措置を講じるかは基本的に土地所有者の裁量の範囲であり、相手方の信用度等によっても異なるものである。
 - 借地人（転借地人を含む。）の土地の使用目的の事前確認

- 借地人の行政処分等の状況の事前確認
- 貸借契約書の作成（法令遵守義務や契約解除に当たっての原状回復義務を付すこと）
- 定期的な土地の状況確認

なお、個別の不適正処理事案ごとに、当該土地所有者等が措置を十分講じたかどうかを、市長が事後的に判断するものである。

5 第2項の「廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者」とは、いわゆる廃棄物処理業者に限らず、建築物の解体に伴う廃棄物を自ら処理する建設業者など、その範囲は広範にわたるものである。

6 第3項は、土地所有者等が廃棄物の処理を行う者に土地を使用させる場合において、当該土地で廃棄物の不適正処理が行われたとき、又は行なわれるおそれがあることを知ったときに講ずべき事項について規定したものである。

支障の除去等の措置としては、次のようなものが考えられる。なお、ここに掲げたものはあくまで一例であり、個別具体的な事情に応じて講ずべき措置の内容は異なるものである。

- 悪臭発散や汚水流出の改善措置の実施や、金網・柵等を設置するよう賃借人に促すこと。（応じない場合の土地の賃貸借契約解除を含む。）

- 使用目的を賃借人が偽っていたとき（例えば資材置場のために使うと言いながら実際は廃棄物の保管や処分のために使っていたときなど）にあつては、目的外使用を理由とした土地の賃貸借契約の解除 等

7 第2項及び第3項は、土地を廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に使用させる旨の契約を行ない、又は契約を行おうとする土地所有者等に適用される。

規則

（土地所有者等の市長への報告）

第22条 条例第27条第3項の規定による報告は、同項の措置を講じた日から14日以内に、土地所有者等措置内容報告書（様式第7号）を市長に提出することにより行うものとする。

条例

（支障の除去等の措置に関する勧告）

第28条 市長は、前条第3項の廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合において、その土地所有者等が同条第2項及び第3項の規定に違反して措置を講じなかったときは、当該土地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

【趣旨】

- 1 この条の勧告は、条例第27条第2項・第3項の両方に違反して、それぞれに規定されている措置を講じなかった場合に行われるものである。従って、単に土地を所有等しているだけで、廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に土地を使用させていない土地所有者等については、不法投棄その他の不適正処理が行われた場合でも、特段の事情がなければ、この条例の規定による支障の除去等の勧告はされない。（自分に何の落ち度もないのに所有等する土地において不法投棄等がされてしまった被害者には、条例上の責任はない。）
- 2 この条の勧告は、不適正処理された廃棄物について排出等事業者や工事発注事業者がこの条例の規定に基づき支障の除去等の措置を講じたか否かにかかわらず、土地所有者等の対応状況に基づいて行われる。
- 3 正当な理由がないのに勧告に従わないときは、勧告内容が公表されることとなっている。（条例第75条参照）
- 4 不適正処理が行われた場合に、土地を使用させている者がその不適正処理を知り、又は知ることができる状態であったり、当初の目的と異なる使用により廃棄物の不適正な処理が行われたことを知りつつそのまま放置するような場合は、当該土地を貸している者を不適正行為者を助ける者として、法第19条の5の措置命令の対象とする場合がある。

第3章 再生利用業者の指定

第1節 一般廃棄物再生利用業

条例

(一般廃棄物再生利用業者の指定)

第29条 省令第2条第2号又は第2条の3第2号に規定する指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に指定の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

(1) その申請の内容が法第6条第1項の規定により市が定める一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(2) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(3) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当する者

イ 第35条第1項(第1号(法第7条の4第1項第4号に係る場合に限る。))に係る部分を除く。)又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合(第35条第1項第1号(法第7条の4第1項第3号に係る場合に限る。))に該当することにより指定が取り消された場合を除く。)にあっては、当該取消しの処分に係る長野市行政手続条例(平成7年長野市条例第41号)第13条においてその例によることとされる行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

ウ 第43条第1項(第1号(法第14条の3の2第1項第4号に係る場合に限る。))に係る部分を除く。)又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合(第43条第1項第1号(法第14条の3の2第1項第3号に係る場合に限る。))に該当することにより指定が取り消された場合を除く。)にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

(4) その指定に係る一般廃棄物(以下「指定一般廃棄物」という。)を排出する事業者のみからその収集若しくは運搬又は処分の委託を受けること。

(5) その事業が営利を目的としないものであること。

(6) その事業により生活環境の保全上の支障が生じないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

3 第1項の指定は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 市長は、第1項の指定に際し、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

5 一般廃棄物再生利用業者は、その指定一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。

【趣旨】

この条は、法の規定による許可を受けることなく、再生利用されることが確実であると認められる一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行うことを可能とする「一般廃棄物再生利用業者指定制度」の指定申請について、必要な事項を定めるものである。

【解説】

- 1 これまで再生利用業者の指定については「長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」(昭和47年規則第16号)(以下「廃掃規則」という。)に規定していたが、廃掃規則の規定を廃止(一部廃止)し、この条例及び規則において指定基準や処理基準を明確に規定したものである。
- 2 第1項は、指定に係る申請の方法について規定したものである。
- 3 第2項第1号は、法第6条第1項の規定に基づき市長が定めた長野市一般廃棄物処理計画に適合することを求めるものである。
- 4 第2項第2号は、再生利用業者は廃棄物の処理・再生に携わる者であることから、法の許可を受けた廃棄物処理業者と同程度の能力を備えていなければならないことを規定したものである。
- 5 第2項第3号は、欠格要件について法に準じて規定したものである。法の欠格要件のほか、再生利用業の指定の取消等の処分を受けている場合も欠格要件となることを規定するものである。
- 6 第2項第4号は、再生利用業者は、一般廃棄物を排出する事業者を特定して指定する(取引関係についても指定要件とする)ものであることを規定するものである。(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用業者の指定制度について」(平成6年4月1日付衛産第42号)以下「衛産第42号」という。)に準じた規定)
- 7 第2項第5号の「営利を目的としない」とは、次の要件を満たした場合に認められる。
 - (1) 再生輸送業
指定一般廃棄物の輸送費用について、一般廃棄物を排出する事業者から費用を受け取らず、又は再生輸送に要する適正な費用(当該再生輸送に係る燃料費、減価償却費(運搬車その他の運搬施設、積替施設及び保管施設に係るものに限る。))及び直接労務費をいう。)の一部であることが明らかな料金のみを受け取ること。
なお、直接労務費は、長野県が調査・公表した当市の運輸業の平均賃金額(指定の申請時における最新の調査結果)等を参考に判断するものとする。
 - (2) 再生活用業
指定一般廃棄物の再生活用費用について、一般廃棄物を排出する事業者から無償か、あるいは再生活用に要する適正な費用(当該再生活用に係る製造原価、すなわち製造直接費(直接材料費、直接労務費、直接経費)及び製造間接費とする。)の一部であることが明らかな料金のみを受け取ること。
なお、直接労務費は、長野県が調査・公表した当市の製造業の平均賃金額等を参考に判断するものとする。
「営利を目的としない」とは、一般的には「収益を団体の構成員に分配しないこと」をいうが、再生利用業者は製造業者の一形態(廃棄物を原料に製品を製造する製造業者)とみなすべきものであり、再生品の販売によって収益をあげること(製造コストは価格に転嫁すべきこと)が当然の業態であることから、「処理行為そのものの営利性」に着目し、営利団体であっても、一般廃棄物を排出する事業者からは再生の対象となる廃棄物を無償で引き取るか、再生利用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取る場合(つまり、処理行為自体からは利益を上げない場合)には、再生利用業に携わることができることとした。
再生利用業の事業に関する会計は、営利団体においては、当該再生利用業者の行うその他の事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理することが望まれる。(他の会計と一体となっている場合は当該事業の非営利性の認定ができず、指定の要件に合致することの確認が困難なため。)
- 8 第3項は、指定の有効期間を処理業の許可と同様2年としているが、処理業の許可にあっては法第7条第3項の規定により更新の申請に対する処分がされるまでの間従前の許可が

効力を有する（廃棄物処理を業として行うことができる）のに対し、この条例はそのような規定をおいていない。このため、指定の有効期間が満了した日の翌日以降に指定廃棄物の処理を行った場合は法違反（無許可処理）となる。よって、申請者においては、更新申請書の提出時期について配慮を要する。

規則

（一般廃棄物再生利用業の指定の申請）

第23条 条例第29条第1項の規定による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号に規定する指定（以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。）の申請は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物再生輸送業指定申請書（様式第8号）により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業の範囲
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 事業の用に供する施設の種類及び数量
- (5) 積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

ア 所在地

イ 面積

ウ 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類

エ 第29条第1項第6号イ(イ)に定める高さのうち最高のもの

- (6) 指定一般廃棄物（条例第29条第2項第4号に規定する指定一般廃棄物をいう。以下同じ。）を排出する事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (7) 前号の指定一般廃棄物の処分について第3項に規定する一般廃棄物再生活用業の指定を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに指定番号（指定を申請している場合にあっては、申請年月日）
 - (8) 再生品の利用方法
 - (9) 他に省令第2条第2号又は第2条の3第2号に規定する指定を受けている場合にあっては、これらの指定に係る市町村名及び指定番号（これらの指定を申請している場合にあっては、申請年月日）
 - (10) 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
 - (11) 申請者が法人である場合には、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この章において同じ。）の氏名及び住所
 - (12) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第4条の7に規定する使用人がある場合には、当該使用人の氏名及び住所
- 2 前項の一般廃棄物再生輸送業指定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (4) 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (5) 申請者が法人である場合には、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

規則

- (6) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては外国人登録証明書の写しとする。以下この条において同じ。）及び直前2年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (7) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (8) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては外国人登録証明書の写しとする。以下この条において同じ。）及び成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下この条において同じ。）
 - (9) 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - (10) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - (11) 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - (12) 申請者が条例第29条第2項第3号アからウまでに該当しない者であることを誓約する書面
 - (13) その他市長が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第29条第1項の規定による省令第2条の3第2号に規定する指定（以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。）の申請は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物再生活用業指定申請書（様式第9号）により行うものとする。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 事業の範囲
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
 - (5) 事業の用に供する施設について法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けているときは、当該許可の年月日及び許可番号
 - (6) 保管を行う場合は、保管の場所に関する次に掲げる事項
 - ア 所在地
 - イ 面積
 - ウ 保管する一般廃棄物の種類
 - エ 第29条第2項第4号の規定によりその例によることとされる同条第1項第6号イ(イ)に定める高さのうち最高のもの
 - (7) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
 - (8) 事業の用に供する施設から排出される一般廃棄物の種類及び量並びにその処分方法
 - (9) 第1項第6号、第8号及び第10号から第12号までに掲げる事項
- 4 前項の一般廃棄物再生活用業指定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- (1) 事業計画の概要を記載した書類
 - (2) 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
 - (4) 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
 - (5) 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - (6) 第2項第5号から第12号までに掲げる書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類及び図面

【趣旨】

申請書の記載事項や添付書類等、指定の申請の詳細について処理業の許可に準じて規定したものである。なお、添付書類の省略をすることはできない。

規則

(一般廃棄物再生利用業の指定の基準)

- 第24条 一般廃棄物再生輸送業の指定に係る条例第29条第2項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - (2) 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
 - (3) 申請者が一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - (4) 申請者が一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 2 一般廃棄物再生活用業の指定に係る条例第29条第2項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の再生に適する処理施設を有すること。
 - (2) 保管施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。
 - (3) 申請者が一般廃棄物の再生を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - (4) 申請者が一般廃棄物の再生を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 3 一般廃棄物再生活用業の指定に係る条例第29条第2項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 一般廃棄物を排出する事業者から引き取られた指定一般廃棄物の大部分が再生に供されること。
 - (2) 一般廃棄物を排出する事業者との間で指定一般廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されかつ、その取引関係に継続性があることが確実であること。

規則

(一般廃棄物再生利用業の指定証)

- 第25条 市長は、一般廃棄物再生輸送業の指定をしたとき又は条例第30条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の指定をしたときは、一般廃棄物再生輸送業指定証を交付しなければならない。
- 2 市長は、一般廃棄物再生活用業の指定をしたとき又は条例第30条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の指定をしたときは、一般廃棄物再生活用業指定証を交付しなければならない。

条例

(変更の指定等)

- 第30条 一般廃棄物再生利用業者は、指定一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 一般廃棄物再生利用業者は、前項の指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に変更の指定の申請をしなければならない。
 - 3 前条第2項及び第4項の規定は、第1項の指定について準用する。
 - 4 一般廃棄物再生利用業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

条例

- 5 一般廃棄物再生利用業者は、法第7条第5項第4号イからへまで又は同号チからヌまで（同号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

【趣旨】

この条は、再生利用業者の指定の内容に変更があったときの手続について、処理業の変更の許可申請又は変更の届出の手続に準じて規定したものである。

規則

（一般廃棄物再生利用業の事業範囲の変更の指定の申請）

第26条 条例第30条第2項の規定による一般廃棄物再生利用業者に係る事業の範囲の変更の指定の申請は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物再生利用業事業範囲変更指定申請書（様式第10号）により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 指定の年月日及び指定番号
 - (3) 変更の内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
 - (6) 変更に係る事業の用に供する施設について一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けているときは、当該許可の年月日及び許可番号
 - (7) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
 - (8) 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
 - (9) 申請者が法人である場合には、役員の名及び住所
 - (10) 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、当該使用人の氏名及び住所
- 2 第23条第2項の規定は、指定一般廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の指定の申請について準用する。
- 3 第23条第4項の規定は、指定一般廃棄物の処分の事業の範囲の変更の指定の申請について準用する。

規則

（一般廃棄物再生利用業に係る変更の届出等）

第27条 条例第30条第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 一般廃棄物再生輸送業の指定又は一般廃棄物再生活用業の指定を受けた者に係る次に掲げる者
 - ア 法第7条第5項第4号チに規定する法定代理人
 - イ 役員
 - ウ 政令第4条の7に規定する使用人
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模
- (5) 一般廃棄物再生輸送業の指定を受けた者にあっては、次に掲げる事項
 - ア 第23条第1項の一般廃棄物再生輸送業指定申請書に記載した一般廃棄物再生活用業の指定を受けた者
 - イ 積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
 - (7) 所在地
 - (i) 面積

規則

- (ウ) 積替え又は保管を行う指定一般廃棄物の種類
 - (エ) 第29条第1項第6号イ(イ)に定める高さのうち最高のもの
 - (6) 一般廃棄物再生活用業の指定を受けた者にあつては、保管の場所に関する次に掲げる事項
 - ア 所在地
 - イ 面積
 - ウ 保管する指定一般廃棄物の種類
 - エ 第29条第2項第4号の規定によりその例によることとされる同条第1項第6号イ(イ)に定める高さのうち最高のもの
- 2 条例第30条第4項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に、一般廃棄物再生利用業廃止（変更）届出書（様式第11号）により行うものとする。

規則

（欠格要件に係る届出）

- 第28条 条例第30条第5項の規定による届出は、法第7条第5項第4号イからへまで又は同号チからヌまで（同号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至った日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行うものとする。
- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 条例第29条第1項の指定の年月日及び指定番号
 - (3) 法第7条第5項第4号イからへまで又は同号チからヌまで（同号トに係るものを除く。）のうち該当するに至ったもの（次号において「当該欠格要件」という。）
 - (4) 当該欠格要件に該当するに至った具体的事由及び年月日

【解説】

- 1 規則第26条・第27条は、処理業の変更許可申請又は変更の届出の手續に準じて規定したものである。
- 2 規則第28条第1号の「氏名及び住所」は、事業者の氏名及び住所をいうものであり、欠格要件に該当した者の氏名等は第4号の具体的事由として届け出るものである。
- 3 欠格要件のうち届出事項とならないものは、次のとおり。
 - その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（法第7条第5項第4号トに相当）

条例

（指定一般廃棄物の処理に関する基準）

- 第31条 一般廃棄物再生利用業者は、指定一般廃棄物の処理を行うときは、規則で定める指定一般廃棄物の処理に関する基準に従わなければならない。

【趣旨】

この条は、指定一般廃棄物の処理基準として、処理業に係る処理基準と同等の基準を定めたものである。

規則

（指定一般廃棄物の処理に関する基準）

- 第29条 指定一般廃棄物の収集又は運搬に係る条例第31条の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 指定一般廃棄物の収集又は運搬は、次のように行うこと。
 - ア 指定一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - イ 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - (2) 指定一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を

規則

生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

- (3) 運搬車及び運搬容器は、指定一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (4) 指定一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
- ア 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、指定一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
 - イ 積替えの場所から指定一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - ウ 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 指定一般廃棄物の保管は、指定一般廃棄物の積替え（次に定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。
- ア あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - イ 搬入された指定一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - ウ 搬入された指定一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- (6) 指定一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
- ア 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - (7) 周囲に囲い（保管する指定一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - (イ) 見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板が設けられていること。
 - a 指定一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨
 - b 保管する指定一般廃棄物の種類
 - c 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - d 屋外において指定一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、イ(イ)に規定する高さのうち最高のもの
 - (ウ) (イ)の掲示板は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上のものであること。
 - イ 保管の場所から指定一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - (7) 指定一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - (イ) 屋外において指定一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた指定一般廃棄物の高さが次のa又はbに掲げる場合に応じ、当該a又はbに定める高さを超えないようにすること。
 - a 保管の場所の囲いに保管する指定一般廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この号において「直接負荷部分」という。）がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ
 - b 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(a)又は(b)に掲げる部分に応じ、当該(a)又は(b)に定める高さ
 - (a) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあっては、その下端）（以下この号において「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離2メートル以内の部分 当該2メートル以内の部分の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛

規則

直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ又は a に規定する高さのうちいずれか低いもの）

(b)

基準線から当該保管の場所の側に水平距離 2 メートルを超える部分 当該 2 メートルを超える部分内の任意の点ごとに、当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離 2 メートルの線を通り水平面に対し上方に 50 パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が 2 以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離 2 メートルの線を通り水平面に対し上方に 50 パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が 2 以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ又は a に規定する高さのうちいずれか低いもの）

(ウ) その他必要な措置

ウ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(7) 法第 6 条第 1 項の規定により市が定める一般廃棄物処理計画（次項第 5 号において「一般廃棄物処理計画」という。）に基づき分別して収集するものとされる指定一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その指定一般廃棄物の分別の区分に従って収集し、又は運搬すること。

2 指定一般廃棄物の再生に係る条例第 31 条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 前項第 1 号及び第 2 号の規定の例によること。

(2) 指定一般廃棄物を焼却する場合には、次に定める構造を有する焼却設備を用いて、市長が定める方法により焼却すること。

ア 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が摂氏 800 度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

ウ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。

エ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第 1 次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第 1 次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

オ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第 1 次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第 1 次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

(3) 指定一般廃棄物の熱分解（物を処理するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下この号において同じ。）を行う場合には、次のア又はイに掲げる場合に依り、当該ア又はイに定める構造を有する熱分解設備（熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下この号において同じ。）を用いて、市長が定める方法により行うこと。

ア 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあつては、次のとおりとする。

(7) 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。

(イ) 指定一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。(ウ) について同じ。) 。

(ウ) 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。

規則

- (エ) 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。以下この号において同じ。）を排出する場合には、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。
- (オ) 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した指定一般廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した指定一般廃棄物の重量の40パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した指定一般廃棄物の重量の25パーセント以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、この限りでない。）することができるものであること。
- イ ア以外の場合にあっては、指定一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。
- (4) 指定一般廃棄物の保管を行う場合には、前項第6号の規定の例によること。
- (5) 一般廃棄物処理計画に基づき再生するために分別し、収集した指定一般廃棄物は、適正に再生するようにすること。

【解説】

政令第3条に定める一般廃棄物の処理基準（石綿含有廃棄物に係る部分及び埋立処分に係る部分を除く。）と同等の基準を規定したものである。

条例

（改善命令）

第32条 前条の基準に適合しない指定一般廃棄物の処理が行われたときは、市長は、当該処理を行った一般廃棄物再生利用者に対し、期限を定めて、当該指定一般廃棄物の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【趣旨】

この条は、処理基準違反に対して行政命令を可能とする根拠規定である。

【解説】

改善命令の違反には罰則の適用がある（条例第82条第1項第1号参照）。

条例

（処理計画書等の提出）

第33条 一般廃棄物再生利用業者は、規則で定めるところにより、指定一般廃棄物の処理に関する計画書を、毎事業年度開始前（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた日から1月以内）に、市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物再生利用業者は、規則で定めるところにより、前事業年度における指定一般廃棄物の処理の状況等に関する報告書を、毎事業年度終了後3月以内に、市長に提出しなければならない。

【趣旨】

この条は、再生利用者に対し、処理に関する事業計画及び状況報告の提出を求めるものである。

【解説】

再生利用者については、指定の前提要件として、取引関係が安定していて、業として継続して廃棄物を扱うことができるということが必要であることから、再生利用業者の責務として、処理計画や処理状況等について事業年度（再生利用業者の事業年度）ごとに報告すべきことを規定したものである。（衛産第42号に準じた規定）

規則

(指定一般廃棄物処理計画書等の提出)

第30条 条例第33条第1項の規定による提出は、指定一般廃棄物処理計画書(様式第12号)により行うものとする。

2 条例第33条第2項の規定による提出は、指定一般廃棄物処理状況等報告書(様式第12号)により行うものとする。

条例

(事業の停止)

第34条 市長は、一般廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 法若しくは法の規定に基づく処分若しくはこの条例若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反する行為(以下この号、第42条及び第83条において「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(2) 第29条第2項第1号、第2号又は第4号から第7号までのいずれかに適合しなくなったとき。

(3) 第29条第4項の規定により当該指定に付した条件に違反したとき。

条例

(指定の取消し)

第35条 市長は、一般廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消さなければならない。

(1) 法第7条の4第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

(3) 不正の手段により第29条第1項の指定(同条第3項の指定の更新を含む。)又は第30条第1項の変更の指定を受けたとき。

2 市長は、一般廃棄物再生利用業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

条例

(名義貸しの禁止)

第36条 一般廃棄物再生利用業者は、自己の名義をもって、他人に指定一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

【趣旨】

条例第34条から第36条までは、事業の停止命令、指定の取消し、名義貸しの禁止について、処理業に係る規定の例にならって規定したものである。

【解説】

1 条例第34条第1号の「条例に違反する行為」とは、この条例の規定に違反する行為の全てをいうものであって、第3章の規定に係る違反行為に限らない。

2 事業停止命令違反及び名義貸しについては罰則の適用がある。(条例第82条第1項第1号及び第2号参照)

第2節 産業廃棄物再生利用業

条例

(産業廃棄物再生利用業者の指定)

第37条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定を受けようとする者は、規則で定

条例

- めるところにより、市長に指定の申請をしなければならない。
- 2 市長は、前項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。
- (1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。
 - (2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する者
 - イ 第29条第2項第3号イ又はウに該当する者
 - (3) その指定に係る産業廃棄物（以下「指定産業廃棄物」という。）を排出する事業者のみからその収集若しくは運搬又は処分の委託を受けること。
 - (4) その事業が営利を目的としないものであること。
 - (5) その事業により生活環境の保全上の支障が生じないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。
- 3 第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 市長は、第1項の指定に際し、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 5 産業廃棄物再生利用業者は、その指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

【趣旨】

この条は、法の規定による許可を受けることなく、再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うことを可能とする「産業廃棄物再生利用業者指定制度」の指定申請について、必要な事項を定めるものである。

【解説】

条例第29条の解説の例による。（1、2及び4から8まで）

規則

（産業廃棄物再生利用業の指定の申請）

- 第31条 条例第37条第1項の規定による省令第9条第2号に規定する指定（以下「産業廃棄物再生輸送業の指定」という。）の申請は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物再生輸送業指定申請書（様式第13号）により行うものとする。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 事業の範囲
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 事業の用に供する施設の種類及び数量
 - (5) 積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
 - ア 所在地
 - イ 面積
 - ウ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類
 - エ 第38条第1項第4号の規定による積替えのために保管することができる指定産業廃棄物の数量
 - オ 第38条第1項第4号の規定によりその例によることとされる第29条第1項第6号イ(イ)に定める高さのうち最高のもの
 - (6) 指定産業廃棄物（条例第37条第2項第3号に規定する指定産業廃棄物をいう。以下同じ。）を排出する事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (7) 前号の指定産業廃棄物の処分について第3項に規定する産業廃棄物再生利用業の指定を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

規則

地)並びに指定番号(指定を申請している場合にあつては、申請年月日)

- (8) 再生品の利用方法
 - (9) 他に省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定を受けている場合にあつては、これらの指定に係る都道府県名又は市名及び指定番号(これらの指定を申請している場合にあつては、申請年月日)
 - (10) 省令第9条の2第1項第7号から第10号までに掲げる事項
- 2 前項の産業廃棄物再生輸送業指定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- (1) 省令第9条の2第2項第1号から第9号まで及び第11号から第14号までに掲げる書類及び図面
 - (2) 申請者が条例第37条第2項第2号ア及びイに該当しない者であることを誓約する書面
- 3 条例第37条第1項の規定による省令第10条の3第2号に規定する指定(以下「産業廃棄物再生生活用業の指定」という。)の申請は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物再生生活用業指定申請書(様式第14号)により行うものとする。
- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 事業の範囲
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
 - (5) 事業の用に供する施設について法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けているときは、当該許可の年月日及び許可番号
 - (6) 保管を行う場合は、保管の場所に関する次に掲げる事項
 - ア 所在地
 - イ 面積
 - ウ 保管する産業廃棄物の種類
 - エ 第38条第2項第2号ウの規定による再生のために保管することができる指定産業廃棄物の数量
 - オ 第38条第2項第2号アの規定によりその例によることとされる第29条第1項第6号イ(イ)に定める高さのうち最高のもの
 - (7) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
 - (8) 事業の用に供する施設から排出される産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法
 - (9) 第1項第6号及び第8号から第10号までに掲げる事項
- 4 前項の産業廃棄物再生生活用業指定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- (1) 省令第10条の4第2項第1号、第2号(最終処分場に係る部分を除く。)、第3号、第6号及び第7号に掲げる書類及び図面
 - (2) 省令第9条の2第2項第6号から第9号まで及び第11号から第14号までに掲げる書類及び図面
 - (3) 第2項第2号に掲げる書類

【趣旨】

申請書の記載事項や添付書類等、指定の申請の詳細について処理業の許可に準じて規定したものである。なお、添付書類の省略をすることはできない。

規則

(産業廃棄物再生利用業の指定の基準)

- 第32条 産業廃棄物再生輸送業の指定に係る条例第37条第2項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その

規則

他の運搬施設を有すること。

- (2) 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
 - (3) 申請者が産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - (4) 申請者が産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 2 産業廃棄物再生活用業の指定に係る条例第37条第2項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の再生に適する処理施設を有すること。
 - (2) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。
 - (3) 申請者が産業廃棄物の再生を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - (4) 申請者が産業廃棄物の再生を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 3 産業廃棄物再生活用業の指定に係る条例第37条第2項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 産業廃棄物を排出する事業者から引き取られた指定産業廃棄物の大部分が再生に供されること。
 - (2) 産業廃棄物を排出する事業者との間で指定産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立され、かつ、その取引関係に継続性があることが確実であること。

規則

(産業廃棄物再生利用業者が再委託できる場合)

第33条 条例第37条第5項ただし書の規則で定める場合は、条例第40条の規定に基づき命令を受けた者が、当該命令を履行するために必要な範囲で、当該者に当該命令に係る指定産業廃棄物の処理を委託した者の承認を得て他人にその処理を委託する場合とする。

条例

(変更の指定等)

第38条 産業廃棄物再生利用業者は、指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- 2 産業廃棄物再生利用業者は、前項の指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に変更の指定の申請をしなければならない。
- 3 前条第2項及び第4項の規定は、第1項の指定について準用する。
- 4 産業廃棄物再生利用業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。
- 5 産業廃棄物再生利用業者は、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号トに係るものを除く。）又は法第14条第5項第2号ハからホまで（法第7条第5項第4号ト又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

【趣旨】

この条は、再生利用業者の指定の内容に変更があったときの手続について、処理業の変更許可申請又は変更の届出の手続に準じて規定したものである。

規則

(産業廃棄物再生利用業の指定証)

規則

第34条 市長は、産業廃棄物再生輸送業の指定をしたとき又は条例第38条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の指定をしたときは、産業廃棄物再生輸送業指定証を交付しなければならない。

- 2 市長は、産業廃棄物再生活用業の指定をしたとき又は条例第38条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の指定をしたときは、産業廃棄物再生活用業指定証を交付しなければならない。

規則

(産業廃棄物再生利用業の事業範囲の変更の指定の申請)

第35条 条例第38条第2項の規定による産業廃棄物再生利用業者に係る事業の範囲の変更の指定の申請は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物再生利用業事業範囲変更指定申請書(様式第15号)により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 指定の年月日及び指定番号
 - (3) 変更の内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
 - (6) 変更に係る事業の用に供する施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けているときは、当該許可の年月日及び許可番号
 - (7) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
 - (8) 省令第9条の2第1項第7号から第10号までに掲げる事項
- 2 第31条第2項の規定は、指定産業廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の指定の申請について準用する。この場合において、同項第1号中「省令」とあるのは、「省令第10条の9第2項の規定により読み替えて適用される省令」と読み替えるものとする。
- 3 第31条第4項の規定は、指定産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更の指定の申請について準用する。この場合において、同項第1号中「省令」とあるのは「省令第10条の9第3項の規定により読み替えて適用される省令」と、同項第2号中「省令」とあるのは「省令第10条の9第2項の規定により読み替えて適用される省令」と読み替えるものとする。

規則

(産業廃棄物再生利用業に係る変更の届出等)

第36条 条例第38条第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 産業廃棄物再生輸送業の指定又は産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者に係る次に掲げる者
 - ア 法第14条第5項第2号ハに規定する法定代理人
 - イ 役員
 - ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
 - エ 政令第6条の10に規定する使用人
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 事業の用に供する施設(運搬容器その他これに類するものを除く。)並びにその設置場所及び構造又は規模
- (5) 産業廃棄物再生輸送業の指定を受けた者にあっては、次に掲げる事項
 - ア 第31条第1項の産業廃棄物再生輸送業指定申請書に記載した産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者
 - イ 積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
- (7) 所在地

規則

- (イ) 面積
 - (ウ) 積替え又は保管を行う指定産業廃棄物の種類
 - (エ) 第38条第1項第4号の規定による積替えのために保管することができる指定産業廃棄物の数量
 - (オ) 第38条第1項第4号の規定によりその例によることとされる第29条第1項第6号イ(イ)に定める高さのうち最高のもの
- (6) 産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者にあつては、保管の場所に関する次に掲げる事項
- ア 所在地
 - イ 面積
 - ウ 保管する指定産業廃棄物の種類
 - エ 第38条第2項第2号ウの規定による再生のために保管することができる指定産業廃棄物の数量
 - オ 第38条第2項第2号アの規定によりその例によることとされる第29条第1項第6号イ(イ)に定める高さのうち最高のもの
- 2 条例第38条第4項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に、産業廃棄物再生利用業廃止(変更)届出書(様式第16号)により行うものとする。

規則

- (欠格要件に係る届出)
- 第37条 条例第38条第5項の規定による届出は、法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号トに係るものを除く。)又は法第14条第5項第2号ハからホまで(法第7条第5項第4号ト又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至った日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行うものとする。
- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 条例第37条第1項の指定の年月日及び指定番号
 - (3) 法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号トに係るものを除く。)又は法第14条第5項第2号ハからホまで(法第7条第5項第4号ト又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。)のうち該当するに至ったもの(次号において「当該欠格要件」という。)
 - (4) 当該欠格要件に該当するに至った具体的事由及び年月日

【解説】

- 1 規則第35条・第36条は、処理業の変更の許可の申請又は変更の届出の手續に準じて所定の事項を規定したものである。
- 2 規則第37条第1号の「氏名及び住所」は、事業者の氏名及び住所をいうものであり、欠格要件に該当した者の氏名等は第4号の具体的事由として届け出るものである。
- 3 欠格要件のうち届出事項とならないものは次のとおり。
 - ① その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者(法第7条第5項第4号トに相当)
 - ② 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(法第14条第5項第2号ロに相当)

条例

- (指定産業廃棄物の処理に関する基準)
- 第39条 産業廃棄物再生利用業者は、指定産業廃棄物の処理を行うときは、規則で定める指定産業廃棄物の処理に関する基準に従わなければならない。

【趣旨】

この条は、指定産業廃棄物の処理基準として、処理業に係る処理基準と同等の基準を定めたものである。

規則

(指定産業廃棄物の処理に関する基準)

第38条 指定産業廃棄物の収集又は運搬に係る条例第39条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 第29条第1項第1号から第4号までの規定の例によること。
 - (2) 運搬車の車体の外側に、次に定めるところにより、指定産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示すること。
 - ア 指定産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨並びに氏名又は名称及び指定番号を車体の両側面に鮮明に表示すること。
 - イ アに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、指定産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨については日本工業規格Z 8305に規定する140ポイント以上の大きさの文字、それ以外の事項については日本工業規格Z 8305に規定する90ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示すること。
 - (3) 運搬車には、第34条第1項に規定する指定証の写しを備え付けておくこと。
 - (4) 指定産業廃棄物の保管を行う場合には、第29条第1項第5号及び第6号の規定の例によるほか、当該保管する指定産業廃棄物の数量が、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。
- 2 指定産業廃棄物の再生に係る条例第39条の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 第29条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項第2号及び第3号の規定の例によること。
 - (2) 指定産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
 - ア 第29条第1項第6号の規定の例によること。
 - イ 当該指定産業廃棄物の処理施設において、適正な再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならないこと。
 - ウ 保管する指定産業廃棄物の数量が、当該指定産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量(以下この号において「基本数量」という。)(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあっては、当該(ア)から(ウ)までに定める数量)を超えないようにすること。
 - (ア) 処理施設の定期的な点検又は修理(実施時期及び期間があらかじめ定められ、かつ、その期間が7日を超えるものに限る。以下この号において「定期点検等」という。)の期間中に指定産業廃棄物を保管する場合は、当該指定産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に定期点検等の開始の日から経過した日数を乗じて得た数量と基本数量に2分の1を乗じて得た数量とを合算した数量とする。
 - (イ) 建設業に係る指定産業廃棄物(工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片(石綿含有産業廃棄物を除く。))又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。)の再生を行う処理施設において、当該指定産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28(アスファルト・コンクリートの破片にあっては、70)を乗じて得られる数量とする。
 - (ウ) 廃タイヤの処理施設が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯指定区域内にあり、当該処理施設において廃タイヤを11月から翌年3月までの間保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に60を乗じて得られる数量とする。
 - エ ウ(ア)に掲げる場合において、当該定期点検等が終了した日に保管されていた当該指定産業廃棄物の数量が基本数量を超えていたときにおける当該保管する指定産業廃棄物の数量については、当該定期点検等が終了した日の翌日から起算して60日間に限り、当該現に保管されていた数量を超えない数量とする。

【趣旨】

この条は、政令第6条に定める、産業廃棄物の処理基準(石綿含有廃棄物に係る部分、埋立

処分及び海洋投入処分に係る部分を除く。)と同等の基準を規定したものである。

条例
(改善命令) 第40条 前条の基準に適合しない指定産業廃棄物の処理が行われたときは、市長は、当該処理を行った産業廃棄物再生利用者に対し、期限を定めて、当該指定産業廃棄物の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【趣旨】

この条は、処理基準違反に対して行政命令を可能とする根拠規定である。

【解説】

改善命令の違反には罰則の適用がある（条例第82条第1項第1号参照）。

条例
(処理計画書等の提出) 第41条 産業廃棄物再生利用業者は、規則で定めるところにより、指定産業廃棄物の処理に関する計画書を、毎事業年度開始前（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた日から1月以内）に、市長に提出しなければならない。 2 産業廃棄物再生利用業者は、規則で定めるところにより、前事業年度における指定産業廃棄物の処理の状況等に関する報告書を、毎事業年度終了後3月以内に、市長に提出しなければならない。

【趣旨】

この条は、再生利用業者に対し、処理に関する事業計画及び状況報告の提出を求めるものである。

【解説】

再生利用業者については、指定の前提要件として、取引関係が安定していて、業として継続して廃棄物を扱うことができるということが必要であることから、国の通知（衛産第42号）においても、再生利用業者の責務として、処理計画や処理状況等について事業年度（再生利用業者の事業年度）ごとに報告すべきことが規定されている。

規則
(指定産業廃棄物処理計画書等の提出) 第39条 条例第41条第1項の規定による提出は、指定産業廃棄物処理計画書（様式第17号）により行うものとする。 2 条例第41条第2項の規定による提出は、指定産業廃棄物処理状況等報告書（様式第17号）により行うものとする。

条例
(事業の停止) 第42条 市長は、産業廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 (1) 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 (2) 第37条第2項第1号又は第3号から第6号までのいずれかに適合しなくなったとき。 (3) 第37条第4項の規定により当該指定に付した条件に違反したとき。

条例

(指定の取消し)

第43条 市長は、産業廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消さなければならない。

- (1) 法第14条の3の2第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第37条第1項の指定（同条第3項の指定の更新を含む。）又は第38条第1項の変更の指定を受けたとき。

2 市長は、産業廃棄物再生利用業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

条例

(名義貸しの禁止)

第44条 産業廃棄物再生利用業者は、自己の名義をもって、他人に指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

【趣旨】

条例第42条から第44条までは、事業の停止命令、指定の取り消し、名義貸しの禁止について、処理業の例にならって規定したものである。

【解説】

条例第36条の解説の例による。

第4章 廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続

第1節 周辺地域の生活環境に対する配慮等

条例

(周辺地域への配慮)

第45条 廃棄物の処理を行う者は、その廃棄物の処理を行う施設（運搬車、運搬容器その他の運搬施設を除く。以下「廃棄物の処理施設」という。）の設置、変更又は維持管理に当たっては、周辺地域（当該廃棄物の処理施設の周辺の地域で生活環境の保全について配慮を要するものをいう。以下同じ。）の生活環境に及ぼす影響に十分配慮しなければならない。

2 前項に掲げる者は、関係住民（周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者その他規則で定める者をいう。以下同じ。）との良好な関係を構築するよう努めるとともに、関係住民から生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、廃棄物の処理を行う者に対し、その処理を行う施設周辺の地域の生活環境への配慮と、関係者（住民等）から生活環境の保全に関する協定（以下「環境保全協定」という。）の締結を求められたときは、誠実にこれに応ずべきことを規定するものである。

【解説】

- この条の規定は、処理業の許可及び本章第2節の事業計画協議の要否にかかわらず、全ての廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理について適用される。
ただし、移動式の処理施設で廃棄物の排出場所においてのみ使用するものについては「周辺地域」自体が定めがたいものであるため、この条項は適用されない。
- 第1項の「廃棄物の処理を行う者」は、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業、（特別管理）産業廃棄物処分業、使用済自動車再資源化法の許可を受けた者、再生利用業の指定を受けた者、法第8条又は第15条に規定する施設の設置許可を受けた者（処分業の許可の有無を問わない。）及び廃棄物を排出する事業者でその廃棄物を自ら処理する者（処理業の許可又は施設の設置許可の有無を問わない。）をいう。
- 第1項の「廃棄物の処理施設」は廃棄物の処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）を行う施設をいう。ただし、収集運搬業については、この条例上「廃棄物の処理施設」に当たるのは積替保管施設のみである。
- 「周辺地域」の範囲は、別に示す「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」を元に、処理業者の判断（事業計画協議を行った場合にあっては市長の意見を踏まえての事業者の判断）により決定するものである。
なお、いずれの場合においても周辺地域の範囲は条例の法的性質から市内に限られるものである。
- 「生活環境」とは環境基本法第2条第3項に規定する生活環境と同趣旨のもので、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係がある動植物及びその生育環境を含む。
- 環境保全協定の締結は、当事者の意思の合致の上に成り立つべきものであり、行政がこれを強制してはならないため、あくまでも「努力義務」としているものである。
しかし、環境保全協定を締結することにより、法で定める基準よりもきめ細かく地域の生活環境に対応することが可能となり、廃棄物処理施設と地域との共存と生活環境の保全の観点から極めて有益なものであることから、市としてもその締結を強く勧めるものであって、正当な理由がないのに関係住民からの締結申し入れを拒否する場合には、当該処理業者に対し、指導をしていくものである。

規則

(関係住民)

第40条 条例第45条第2項の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第45条第1項に規定する周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者
- (2) 前号に掲げる者のほか、条例第45条第1項に規定する廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理に関し、生活環境の保全上の利害関係を有する者

【解説】

- 1 第1号の「農業、林業又は漁業を営む者」は、条例本則の「事務所又は事業所を有する者」に相応するものであり、周辺地域内において継続して営農等をする者を関係住民とするものである。
- 2 第2号は、施設所在地の隣接土地所有者等であって周辺地域外に居住する者等を想定するものである。

条例

(記録及び閲覧)

第46条 廃棄物の処理施設を設置する者で次に掲げるものは、規則で定めるところにより、その廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物の種類及び数量その他規則で定める事項を記録し、これを当該廃棄物の処理施設を設置する事業場(当該事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、当該事業場の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、関係住民、廃棄物を排出する事業者又は工事発注者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

- (1) 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設を設置する者
- (2) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置する者
- (3) 廃棄物処理業者等
- (4) 工事受注者で規則で定めるもの

【趣旨】

この条は、廃棄物の処理施設を設置する者に対し、処理に関する記録の作成・保存及び利害関係者への閲覧を義務付ける規定である。処理の状況等についての情報公開による地域住民の不安の払拭・軽減とともに、廃棄物を排出する事業者及び工事発注事業者が優良な処理業者を選択するための情報の入手を側面から支援するための規定である。

【解説】

- 1 この条の対象は前条第1項に掲げる者とほぼ一致するが、例えば製造業者等で自ら排出した廃棄物のみを処理する者(施設の設置許可を受けた者を除く。)については、この条の義務は課されない。ただし、小規模規模廃棄物焼却施設を設置した者は、条例第19条の規定による記録の作成及び保存の義務が課される。
- 2 この条例は閲覧者に対し義務を課すものではないが、閲覧により知り得た事柄を第3者に提供し、又は公表することなど、閲覧の趣旨を逸脱した利用は厳に慎むべきである。

規則

(記録及び閲覧)

第41条 条例第46条の規定による記録、備置き及び閲覧は、次により行うものとする。

- (1) 条例第46条の規定による廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物の種類及び数量の記録は、各月ごとに行うこと。
- (2) 記録は、次のアからウまでに掲げる記録する事項の区分に従い、当該アからウまでに定める日までに備え置くこと。
 - ア 廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物の種類及び数量 当該処理を行った日の属する月の翌月の末日
 - イ 次条第1号に掲げる事項 同号ウの測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

規則

ウ 次条第2号及び第3号に掲げる事項 同条第2号の除去又は第3号の点検を行った日の属する月の翌月の末日

- (3) 記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。
(4) 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なく閲覧を拒まないこと。

- 2 廃棄物の処理施設を設置する者で条例第46条各号に掲げるものは、法第8条の4の規定による記録（法第15条の2の4において準用する場合を含む。）をもって条例第46条に規定する記録の一部に代えることができる。

規則

（廃棄物の処理施設を設置する者の記録する事項）

第42条 条例第46条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質若しくは地下水の測定を行った場合又は廃棄物の処理施設の燃焼室中の燃焼ガスの温度の測定を行った場合における次に掲げる事項

- ア 当該測定を行った位置
イ 当該測定を行った年月日
ウ 当該測定の結果の得られた年月日
エ 当該測定の結果

- (2) 廃棄物の処理施設のばいじんの除去を行った場合における年月日

- (3) 廃棄物の処理施設の点検を行った場合における次に掲げる事項

- ア 当該点検を行った年月日
イ 当該点検の結果

規則

（記録等を行うことを要する工事受注者）

第43条 条例第46条第4号の規則で定める者は、自らその産業廃棄物を運搬し、又は処分する工事受注者（同条第1号から第3号までに該当する者を除く。）とする。

【解説】

- 1 規則第42条第1号の「廃棄物の処理施設を設置することに伴い」とは、設置の中途だけに限定する趣旨（つまり、施設の設置工事に伴い生じるものに限定する趣旨）ではなく、設置後も含まれる。なお、ここにはない項目でも測定をしたときは記録をすることが望ましい。
- 2 同条第3号の「点検」とは、単に施設の点検に限るものではなく、修理等を含む広汎な概念である。
- 3 規則第43条はいわゆる建設工事に係る自社処理業者について、廃棄物処理に関しては許可業者と同様に記録閲覧を行うべきことを規定するものである。

条例

（閲覧に関する勧告）

第47条 市長は、前条各号に掲げる者が正当な理由なく同条の規定による閲覧を拒んだときは、期限を定めて、閲覧の実施その他閲覧に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

【趣旨】

この条は、前条の規定の実効を担保するため、事業者が、正当な理由がないのに記録の閲覧を拒んだ場合についての措置を定めるものである。

【解説】

- 1 「閲覧を拒んだとき」とは、閲覧自体を全く認めない場合はもとより、閲覧を事実上困難にするような行為を行った場合も含まれる。
- 2 閲覧を拒否する正当な理由を例示すれば、次のとおりである。

- (1) 閲覧請求者が閲覧請求権を有することが明らかでないとき。
 例えば、「関係住民（その代理人又は使用人を含む。）である。」と主張するのみでその内容を明らかにする資料※を提示しないときや、廃棄物を排出した事業者等であると称しながら会社名や連絡先等を明らかにしないときなどが想定される。
 ただし、事業者において閲覧請求者が閲覧請求権を有することを明確に認識している場合においてまで資料提示を要するとする趣旨ではない。
- ※ 例示すれば次のとおり。
- ア 住所を有する関係住民
 運転免許証その他の住所を記載した公的な身分証明書（写しを含む。）
- イ 事務所又は事業場を有する関係住民
 事務所等を有することを証明する書面（事務所等の所在地が周辺地域内にあることが明記された名刺等）
- ウ 廃棄物を排出する事業者又は工事発注事業者若しくは工事発注者
 身分証明書、名刺等
- エ 規則第40条各号に定める者（上記アからウまでのいずれかに該当する者を除く。）
 関係住民に当たること（生活環境の保全上の利害関係の内容等）を明らかにする書面
- (2) 事業者の休日又は営業時間外に閲覧請求されたとき及び閲覧が営業時間外に及ぶとき。
 この場合において、所定の休憩時間は営業時間に含めない扱いとする。
- (3) 正常な営業に著しい支障を来すとき。
 閲覧者の介添えのために人員を割くことで、従業員及び閲覧者の安全確保又は安全で円滑な事業実施のために必要な人員が不足する場合等がこれに当たる。
- (4) 記録が存在しないとき。
 当月の処理に係る記録の閲覧を請求されたときなど、そもそも閲覧に供すべき記録自体が存在しない場合をいう。
 なお、別の者が請求に係る記録を閲覧中であるときなどもこれに準じるものとする。
- (5) 閲覧請求が不当な目的で行われたとき。
 極端な例を挙げれば、事業者の正常な営業を妨害することが目的であると推定されるような場合（周辺地域内のライバル企業の従業員による頻度の高い閲覧請求、同一人物が同一月の記録について毎日閲覧請求を繰り返す 等）がこれに当たる。
- (6) 天災その他の特段の事情により記録を閲覧に供することが困難なとき。
 天災のほか、処理施設における事故対応等を想定するものであるが、行政機関等による立入検査（検査主体は廃棄物関係の行政機関に限らない。）もこれに当たる。
- 3 同一の事情があるときに関係住民とそれ以外の閲覧権を有する請求者とで取扱いを変えることは許容されない。例えば、廃棄物を排出する事業者については前日の閲覧請求や口頭請求でも閲覧を認める一方で、関係住民については1ヶ月前に書面による請求がなければ閲覧を認めないというような扱いは許されない。
- 4 正当な理由がないのに勧告に従わないときは、勧告内容が公表される場合がある。（条例第75条参照）

第2節 事業計画協議

条例
<p>（事業計画協議）</p> <p>第48条 廃棄物の処理施設を設置し、又は変更しようとする者で次に掲げる許可又は指定の申請（以下「許可申請等」という。）をしようとするもの（以下「事業計画者」という。）は、その事業の用に供する廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理及びその許可申請等に係る事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容に関する関係住民等との合意形成を図るため、あらかじめ、市長にこの節の規定（事業計画者のうち第1号、第3号、第7号、第9号、第11号、第13</p>

条例

号、第20号、第22号、第24号又は第26号に掲げる許可申請等をしようとするもの（次条及び第55条第2項において「廃棄物収集運搬事業計画者」という。）については、この条及び第55条から第68条までの規定）による協議（以下「事業計画協議」という。）をしなければならない。ただし、規則で定める者については、この限りでない。

- (1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可
- (2) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可
- (3) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可
- (4) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可
- (5) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可
- (6) 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可
- (7) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可
- (8) 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可
- (9) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可
- (10) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可
- (11) 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
- (12) 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可
- (13) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可
- (14) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可
- (15) 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可
- (16) 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可
- (17) 使用済自動車再資源化法第60条第1項の規定による解体業の許可
- (18) 使用済自動車再資源化法第67条第1項の規定による破砕業の許可
- (19) 使用済自動車再資源化法第70条第1項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の許可
- (20) 指定一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に係る第29条第1項の規定による指定
- (21) 指定一般廃棄物の処分を業として行う者に係る第29条第1項の規定による指定
- (22) 指定一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に係る第30条第1項の規定による事業の範囲の変更の指定
- (23) 指定一般廃棄物の処分を業として行う者に係る第30条第1項の規定による事業の範囲の変更の指定
- (24) 指定産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に係る第37条第1項の規定による指定
- (25) 指定産業廃棄物の処分を業として行う者に係る第37条第1項の規定による指定
- (26) 指定産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に係る第38条第1項の規定による事業の範囲の変更の指定
- (27) 指定産業廃棄物の処分を業として行う者に係る第38条第1項の規定による事業の範囲の変更の指定

【趣旨】

この条は、処理業の許可等の申請に先立ち、市長への協議を求めるものである。

廃棄物処理施設の設置等について、事業者と地元住民とが開かれた場で十分話し合い、地域の実情に即した施設設置・運営を図ること、また協議の過程において出される地域住民等の生活体験に基づく生活環境の保全上の意見を通じて、許可の要件（法第8条の2第1項第2号及び法第15条の2第1項第2号にいう「周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること」等）についてより適切に判断を行うこともこの制度の目的である。

【解説】

- 1 廃棄物の処理施設を設置、変更しようとする者で、法若しくは使用済自動車再資源化法に基づく許可又は再生利用業の指定（変更の許可又は指定を含む）を受けようとする者等は、

規則第44条に規定する者を除き、許可申請を行う前に市長に協議しなければならないことを規定するものである。

「廃棄物の処理施設の…変更」とは、処理施設の内容の物理的な変更だけでなく、設置に関する法令の適用関係を変更するとき※等を含む。

※ 例えば、自社処理のために用いていた施設を処分業の許可を取得して処分業のために使うときなど、生活環境保全上の支障の増大の可能性がある場合を想定している。規則第44条の解説も参照のこと。

- 2 条例第45条で廃棄物処理施設を「運搬車、運搬容器その他の運搬施設を除く」ものと定義しているため、収集運搬業の許可又は再生輸送業の指定を受けようとする者は、積替保管施設を設置する場合に限り協議義務が課せられる（ただし、計画概要段階の手続は不要）。
- 3 「許可又は指定を受けようとする者」を対象とする規定であるため、法の設置許可を要しない施設を設置して自らが排出した廃棄物のみの処理を行う者や、市（一般廃棄物処理施設を設置する場合）は、そもそも事業計画協議が不要である。
- 4 「関係住民等」の「等」とは、事業計画概要書、事業計画書又は見解書に対し、生活環境の保全の見地からの意見を有する者をいう。

規則

（事業計画協議を要しない者）

第44条 条例第48条ただし書の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 移動式の廃棄物の処理施設（廃棄物の処理施設であって移動することができるように設計したものをいう。）であって廃棄物の排出場所においてのみ使用するものを設置し、又は変更しようとする者で、条例第48条第2号、第4号から第6号まで、第8号、第10号、第12号若しくは第14号から第19号までに掲げる許可又は同条第21号、第23号、第25号若しくは第27号に掲げる指定の申請をしようとするもの
- (2) 条例第48条第3号、第4号、第6号、第9号、第10号、第13号、第14号、第16号若しくは第19号に掲げる変更の許可又は同条第22号、第23号、第26号若しくは第27号に掲げる変更の指定の申請をしようとする者で、その変更により生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがないと市長が認める変更をしようとするもの
- (3) 条例第48条第1号、第2号、第7号、第8号、第11号、第12号、第17号若しくは第18号に掲げる許可又は同条第20号、第21号、第24号若しくは第25号に掲げる指定の申請をしようとする者のうち、当該許可又は指定の更新の申請をしようとするもの
- (4) その他市長が認める者

【解説】

- 1 第1号は、移動式の処理施設を使用する者で施設設置の許可又は業に係る許可を申請しようとする者の協議義務を免除する規定である。
移動式の処理施設とは、車輪・無限軌道等の移動手段を備え（自走式・牽引式の別は不問）、又は可搬のもの（車両等に搭載して移動することが可能な施設等）をいうが、このような施設を排出場所においてのみ使用する場合は、協議を行う際に重要な要素となる「周辺地域」の範囲が特定できないため、協議を行うことができないものである。
なお、移動式として設計された処理施設であっても、これを駐機場所その他特定の場所に固定し、移動式でない処理施設と同様の形態で使用する場合にあっては周辺地域の範囲が特定できるので、協議を行う必要がある。
- 2 第2号は、既に許可等を受けている業者が変更の許可等を申請する場合で、例えば公害防止装置のアップグレードを伴う等、結果的に周辺地域の生活環境への影響をより少なくするものであれば、協議を不要とするものである。
なお、生活環境の保全上の支障が生じるおそれ（生活環境への負荷の増大）の有無は市長の判断事項であり、事業者において判断すべき事項ではないため、事前に相談が必要である。
- 3 第3号は、既に許可等を受けている事業者が、事業内容の変更を伴わずに許可等を更新する際に当該事業者の協議の義務を免ずるものである。

- 4 第4号の市長が認める者とは、次に掲げるような特段の事情があるものに限られる。
- (1) 大規模災害の発生時等、大量の廃棄物を特に迅速に処理する必要があり、処理施設の設置・変更が速やかになされなければかえって生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると市長が認めたとき。
 - (2) 法第8条又は第15条に規定する許可を申請しようとする場合で、次のいずれにも該当すると市長が認めたとき。(変更の許可の場合を含む。)
 - ア 既存の同種の許可施設の廃止に伴い設置する施設に係る申請であること。
 - イ 新設しようとする施設の処理能力が、廃止する施設の処理能力と同程度以下であること。
 - ウ 新設しようとする施設により生じる生活環境への影響の程度が、廃止する施設により生じる影響と同程度以下であること。
 - エ 既存施設の廃止及び施設の新設について、「廃棄物の処理施設の設置等に係る説明会の開催に係る指針」又は生活環境の保全に関する協定に基づいて関係住民等に対して説明がされている等、一定の合意形成がなされていると認められること。
 - ※ 当面の間は、政令第7条第7号又は第8号の2に規定する破碎施設について適用する(処理能力が同程度以下であれば、生活環境の保全上の支障の程度が増加するものでないことが容易に推測できるため。)こととし、その他の施設(政令第5条の2又は第7条の2に規定するものを除く。)については、事例が生じたときに個別に検討する。
 - (3) 廃棄物処理業の許可又は変更許可の申請をしようとする場合で、当該業の用に供する施設について廃棄物処理施設の設置に係る許可又は変更許可の申請をするとき(ただし、業に係る事業計画協議に当該施設に係る協議を含む場合に限る。)
 - (4) 法改正により廃棄物の区分が一般廃棄物から産業廃棄物に変わったため、実質的な業務内容は変更せず、産業廃棄物処理業の許可を新規に申請しようとするとき(生活環境保全上の支障が増大しないと認められるものに限る。)

条例

(事業計画概要書の提出)

第49条 事業計画者(廃棄物収集運搬事業計画者を除く。以下この条から第54条までにおいて同じ。)は、事業計画協議をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「事業計画概要書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 廃棄物の処理施設の設置の場所
- (3) 廃棄物の処理施設の種類
- (4) 処理を行う廃棄物の種類
- (5) 廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 前条第4号、第6号、第10号、第14号、第16号、第19号、第23号又は第27号に係る許可申請等をしようとするときは、その変更の概要
- (7) 周辺地域の範囲及びその根拠
- (8) 関係住民の範囲及びその根拠
- (9) 関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会(以下「事業計画概要説明会」という。)の開催の日時及び場所

【趣旨】

- 1 事業計画協議は、大別して計画の初期の時点において行うものと、計画の詳細な内容が煮詰まった後に行うものとの2段階に分けられる。条例第49条から第54条までは、計画の初期の時点(事業計画概要の段階)に関する規定である。
- 2 この条は、事業計画概要書に記載すべき事項等について規定するものである。

【解説】

- 1 本文のかつこ内は、収集運搬に係る許可申請等を行う者（収集運搬業者、再生輸送業者）は、事業計画概要段階（事業計画概要書の提出、概要説明会等）の義務がないことを規定するものである。
- 2 周辺地域の範囲及びその根拠（第7号）及び関係住民の範囲及びその根拠（第8号）は、「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」に沿って、事業計画者が設定するものである。
- 3 事業計画概要説明会の開催の日時及び場所（第9号）は、「廃棄物の処理施設の設置等に係る事業計画概要説明会等の実施に関する指針」に沿って、事業計画者が事前に必要な調整を行った上で決めるべきものである。

規則

（事業計画概要書）

第45条 条例第49条に規定する事業計画概要書（以下単に「事業計画概要書」という。）は、様式第18号によるものとする。

条例

（事業計画概要書の公表等）

第50条 市長は、前条の事業計画概要書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該事業計画概要書を当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 事業計画者は、前条各号に掲げる事項を、その事業計画概要書に記載された関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該関係住民に周知しなければならない。

【解説】

「相当数が知り得ると認められる方法」については「廃棄物の処理施設の設置等に係る事業計画概要説明会等の実施に関する指針」を参考に、事業計画者が適宜決めること。

規則

（事業計画概要書の公表）

第46条 条例第50条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第49条各号に掲げる事項
- (2) 事業計画概要書の縦覧の場所、期間及び時間

- 2 前項の規定による公表は、長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第1号）の規定の例によるほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

条例

（事業計画概要書に対する関係住民等の意見）

第51条 前条第2項の関係住民又は事業計画概要書について生活環境の保全の見地からの意見を有する者は、同条第1項の縦覧期間内に、第49条第7号から第9号までに掲げる事項について、市長に意見書を提出することができる。

【解説】

- 1 「生活環境の保全の見地からの意見を有する者」であれば、事業計画者が設定した周辺地域外の者（関係住民以外の者）でも市長に対して意見書を提出できるが、この条例は生活体験に基づく意見を求めることが主たる趣旨である。

なお、意見書の提出者については法人格の有無を問わない。（市町村長の認可を有しない地縁による団体等の、いわゆる人格無き団体であっても、当該団体の名義で意見書を提出することができる。）

- 2 市長は、事業計画者への意見通知に当たり、この意見書の内容を参考にすることとなるので、意見の内容・根拠ともある程度具体的なものであることが望まれる。

なお、事業計画者は、当該地域の産業構造等を十分踏まえて、できるだけ多くの関係住民

が説明会に出席することができるよう、日時・回数等に配慮する必要がある。

規則

(事業計画概要書に対する意見書)

第47条 条例第51条の意見書は、様式第19号によるものとする。

条例

(事業計画概要書に対する市長の意見)

第52条 市長は、第50条第1項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日以内に、事業計画者に対し事業計画概要書に記載された事項のうち次に掲げる事項についての意見を書面により通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を速やかに公表しなければならない。

- (1) 周辺地域の範囲
- (2) 関係住民の範囲
- (3) 事業計画概要説明会の開催に関する事項

規則

(事業計画概要書に対する市長の意見の公表)

第48条 条例第52条の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第49条各号に掲げる事項
- (2) 条例第52条各号に掲げる事項についての市長の意見の概要
- (3) 条例第52条の規定による通知をした年月日

2 第46条第2項の規定は、条例第52条の規定による公表について準用する。

【解説】

- 1 市長は、期日、会場など広汎にわたる意見を述べるが、具体的な日時までは指定しない。
- 2 市長意見を受けて事業計画概要書の記載内容を変更したときも、条例第65条に基づく変更届が必要となる。

条例

(事業計画概要説明会の開催)

第53条 事業計画者は、前条の規定による通知を受けたときは、同条の市長の意見を尊重して、事業計画協議の対象となる周辺地域（以下「対象周辺地域」という。）の範囲及び当該対象周辺地域に係る事業計画協議の対象となる関係住民（以下「対象関係住民」という。）の範囲並びに事業計画概要説明会の開催の日時及び場所を決定しなければならない。

2 事業計画者は、前項の規定による決定をした後に、事業計画概要説明会を開催しなければならない。

3 事業計画者は、前項の事業計画概要説明会を開催するときは、その日時及び場所を市長に通知するとともに、あらかじめ相当な期間を置いて、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

【解説】

第3項の周知方法は、事業計画者が対象関係地域の状況に鑑み自由に選択できるものであるが、結果的に周知が不十分であった場合、市長から説明会等のやり直しを勧告されることがある。

なお、周知方法の例は、「廃棄物の処理施設の設置等に係る事業計画概要説明会等の実施に関する指針」において例示している。

規則

(事業計画概要説明会の開催通知)

第49条 条例第53条第3項の規定による通知は、事業計画概要説明会開催通知書（様式第20号）により行うものとする。

条例

(事業計画概要説明会の終了報告等)

- 第54条 事業計画者は、事業計画概要説明会（これが複数あるときは、その最後のもの）を終了し、又はその全部若しくは一部を開催しなかったときは、規則で定める事項を記載した書面（以下「事業計画概要説明会終了報告書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の事業計画概要説明会終了報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該事業計画概要説明会終了報告書を当該公表の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 3 対象関係住民は、前項の縦覧期間内に、事業計画概要説明会終了報告書の内容について、市長に意見書を提出することができる。
 - 4 第2項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日以内に、事業計画者に対し、事業計画概要説明会を開催するよう勧告することができる。
 - 5 前条第3項の規定は、前項の規定による勧告に基づく事業計画概要説明会を開催する場合について準用する。
 - 6 第1項及び第2項（その旨の公表に係る部分に限る。）の規定は、第4項の規定による勧告に基づき事業計画概要説明会を開催した場合について準用する。

【解説】

- 1 第2項の公表・縦覧は、事業計画概要書の公表・縦覧に準じて行う。
- 2 第3項の意見書は、縦覧期間内に市長に到達することが必要である。
- 3 第4項の勧告は、事業計画概要説明会の実施内容等が不十分であり、説明会が実際には行われなかったに等しいと市長が判断したとき（事業計画者の責に帰すべき事由がないときを除く。）に行うものである。
例示すれば、次のような事情があったときがこれに当たる。

- 事業計画者の責任者（代表者や実質的な代表権のある役員）又はその代理人が正当な理由がないのに出席しなかった。
- 事業計画者が一方的に説明を行うのみで、質問に対し資料を示して回答しなかった（資料を示すことができず、又は回答することができない理由を述べなかった。）。

ただし、2点目については、この段階ではまだ事業計画の詳細が決まっていないことが前提となっているため、質問への回答が不可能な場合やその内容が不確定な場合も当然あり得るものであり、示すことができる資料がないからといってこれが当然に説明会再実施の勧告につながるものではない。

- 4 第5項は、第4項の勧告に基づき再度事業計画概要説明会を開催する場合には、当初の事業計画概要説明会の開催に関する手続きを再度行なわなければならないことを規定している。
- 5 第6項は、第4項の勧告に基づき事業計画概要説明会をやり直したときの手続を規定したものである。第1項及び第2項中の公表に係る部分のみを準用しているため、この場合において事業計画概要説明会終了報告書の縦覧及びこれに対する意見書の提出は行われぬ。

規則

(事業計画概要説明会終了報告書の記載事項等)

- 第50条 条例第54条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 廃棄物の処理施設の設置の場所
 - (3) 廃棄物の処理施設の種類

規則

- (4) 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - (5) 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
 - (6) 事業計画概要説明会（条例第49条第9号に規定する事業計画概要説明会をいう。以下この条において同じ。）の周知に関する次に掲げる事項
 - ア 周知の方法
 - イ 周知をした地域
 - ウ 周知をした期間
 - (7) 事業計画概要説明会の開催に関する次に掲げる事項
 - ア 日時及び場所
 - イ 参加者数
 - ウ 説明内容及び説明方法並びに説明を行った者の氏名及び役職名
 - エ 質疑の概要
 - オ 説明会の全部又は一部を開催しなかった場合にあつては、その理由
- 2 条例第54条第1項に規定する事業計画概要説明会終了報告書（以下この条において単に「事業計画概要説明会終了報告書」という。）は、様式第21号によるものとする。
- 3 事業計画概要説明会において説明のために使用した資料があるときは、その写しを事業計画概要説明会終了報告書に添付しなければならない。
- 4 第46条の規定は、条例第54条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第46条第1項第2号中「事業計画概要書」とあるのは、「事業計画概要説明会終了報告書」と読み替えるものとする。
- 5 条例第54条第3項の意見書は、様式第22号によるものとする。

条例

（事業計画書の提出）

- 第55条 事業計画者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 廃棄物の処理施設の設置の場所
 - (3) 廃棄物の処理施設の種類
 - (4) 処理を行う廃棄物の種類
 - (5) 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
 - (6) 第48条第3号、第4号、第6号、第9号、第10号、第13号、第14号、第16号、第19号、第22号、第23号、第26号又は第27号に係る許可申請等をしようとするときは、その変更の概要
 - (7) 廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画その他の規則で定める事項
 - (8) 対象周辺地域の範囲
 - (9) 対象関係住民の範囲
 - (10) 事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間
 - (11) 対象関係住民に対する事業計画に関する説明会（以下「事業計画説明会」という。）の開催の日時及び場所
- 2 前項の場合において、事業計画者は、同項の事業計画書を前条第2項の公表の日の翌日から起算して28日を経過した日以後（廃棄物収集運搬事業計画者にあつては、事業計画協議をしようとするとき）に提出しなければならない。ただし、同条第4項の規定による勧告に基づき事業計画概要説明会を開催したときは、その事業計画概要説明会終了報告書を提出した日の翌日以後に提出しなければならない。

【解説】

- 1 収集運搬業及び再生輸送業に係る事業計画協議はこの条に定める手続から開始となる。
- 2 対象周辺地域の範囲及び対象関係住民の範囲は事業計画概要説明会の対象と同じである（収集運搬業及び再生輸送業にあつては、「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」に沿つて事業者が決める。）。
- 3 事業計画説明会の開催の日時及び場所（第1項第11号）については関係者と事前調整することが望まれる。
- 4 第2項の期間は、縦覧期間（14日）及び市長が意見を通知するまでの期間（14日）を考慮したものであり、この期間内に事業計画書を提出することはできない。
なお、事業計画者は、この期間を経過した後、速やかに事業計画書を提出することが望まれる。

規則

（事業計画書の記載事項等）

第51条 条例第55条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画
 - (2) 廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
 - (3) 廃棄物の最終処分場の事業計画（条例第48条に規定する事業計画をいう。）の場合にあつては、災害防止のための計画及び最終処分場を廃止した後の当該最終処分場の跡地の利用に関する計画
 - (4) 廃棄物の処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
 - (5) 廃棄物の処理施設の設置の場所に係る法令等による土地利用に係る規制の状況に関する事項
 - (6) 条例第48条第5号、第6号、第15号又は第16号に掲げる許可の申請をしようとする場合にあつては、法第8条第3項又は第15条第3項に規定する調査の実施方法に関する事項
 - (7) 廃棄物の処理に伴い生ずる廃棄物の種類及び処理の方法に関する事項
- 2 前項第1号の廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
 - (1) 排ガスの性状、放流水の水質等について対象周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
 - (2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
 - (3) その他廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項
 - 3 第1項第2号の廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
 - (1) 廃棄物の処理施設の位置
 - (2) 廃棄物の処理施設の処理方式
 - (3) 廃棄物の処理施設の構造及び設備
 - (4) 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
 - (5) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
 - (6) 悪臭の発散並びに著しい騒音及び振動の発生を防止するための措置
 - (7) その他廃棄物の処理施設の構造等に関する事項
 - 4 事業計画者は、条例第48条各号に掲げる許可又は指定の申請に係る添付書類のうち市長が必要と認めるものを事業計画書に添付しなければならない。
 - 5 条例第55条第1項に規定する事業計画書は、様式第23号によるものとする。

【解説】

- 1 第1項第3号のうち跡地利用計画については、詳細な利用計画を記すことを必要とするも

のではないが、少なくとも「緑地とする」「公園とする」等その利用目的がわかる程度には記載すること。

- 2 第1項第7号の事項は、一般廃棄物・産業廃棄物の別を問わず記載すること。
- 3 第2項第1号の「排ガス」等は例示であり、ガス又は放流水を排出しない施設であっても騒音・振動・悪臭等について記載すること。(第3項第5号も同じ。)
- 4 第2項第2号の事項は、ガス又は放流水を排出する施設を除き記載不要だが、これ以外の施設においても施設から排出される物質の測定頻度について記載することが望まれる。(第3項第4号も同じ。)
- 5 第2項第3号の「その他維持管理に関する事項」の内容として、次の事項が挙げられる。
 - (1) 週のうち廃棄物の処理を行う日及び時間
 - (2) 処理する廃棄物の1日当たりの最大処理量及び最大搬入量の見込
 - (3) 1日当たりの廃棄物搬入及び搬出車両数の最大数の見込
 - (4) 施設の点検の方法、頻度等に関すること
 - (5) 従業員の配置や教育に関すること 等
- 6 第4項の規定により添付すべき書類は、案件に応じて市長が個別具体的に決定するものである。

条例

(事業計画書の公表等)

第56条 市長は、前条第1項の事業計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、事業計画協議が終了するまでの間、当該事業計画書を公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 事業計画者は、事業計画協議が終了するまでの間、事業計画書を事業場(当該事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、事業計画者の最寄りの事務所)に備え置き、閲覧させなければならない。この場合において、事業計画者は、正当な理由がなければ、閲覧を拒んではならない。

【解説】

- 1 市長は事業計画書の提出があったときは直ちに縦覧を行うものである。
- 2 第2項の「正当な理由」は、条例第47条の記録の閲覧に関する勧告の解説に準じるものであり、閲覧に供することが物理的に不可能であること等、正当な理由がなければ閲覧を拒むことはできない。

なお、事業計画書を閲覧できる期間には限りがあるため、閲覧のための事前申し込み等の手続を整備する際は注意を要する。

規則

(事業計画書の公表)

第52条 条例第56条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第55条第1項第1号から第6号まで及び第8号から第11号までに掲げる事項
- (2) 事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間

- 2 第46条第2項の規定は、条例第56条第1項の規定による公表について準用する。

【解説】

第1項は事業計画書のうち維持管理に関する計画その他の規則で定める事項(条例第55条第1項第7号)を除き公表する旨の規定である。なお、この部分についても縦覧は行うものであり、事業者においても閲覧させなければならない。

条例

(事業計画説明会の開催)

第57条 事業計画者は、第55条第1項の事業計画書を市長に提出した後に、事業計画説明会を開催

条例

しなければならない。

- 2 事業計画者は、前項の事業計画説明会を開催するときは、その日時及び場所を、市長に通知するとともに、あらかじめ相当な期間を置いて、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

【解説】

- 1 「事業計画書を市長に提出した後」とは、市長が事業計画書を受け付けた後をいうものであり、例えば事業計画者が郵便ポストに事業計画書を投函した時をいうものではない。
- 2 事業計画説明会の開催方法等の詳細については、事業計画概要説明会の開催に係る解説と同様とする。

規則

(事業計画説明会の開催通知)

第53条 条例第57条第2項の規定による通知は、事業計画説明会開催通知書(様式第20号)により行うものとする。

条例

(事業計画に対する対象関係住民等の意見)

第58条 対象関係住民又は事業計画書について生活環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業計画説明会(これが複数あるときは、その最後のもの)の終了の日の翌日から起算して30日を経過する日までに、事業計画についての意見書を事業計画者に送付するとともに、その写しを市長に提出することができる。

【趣旨】

事業計画に対する意見には、事業計画者が対応すべきであることから、意見書は事業計画者に直接送付することを規定したものである。

【解説】

- 1 「生活環境の保全の見地からの意見」は、基本的に生活体験に基づくものを想定しているが、学術的・専門的な観点から意見を述べることも可能である。
- 2 意見書の正本は事業計画者に送付すること(市長に写しを送るのみでは有効な意見書とならない)。
- 3 匿名の意見書等、形式的記載要件を具備していない意見書は無効である。
- 4 最後の事業計画説明会終了日の翌日から起算して30日以内に事業計画者に到達することが必要である。

規則

(事業計画に対する意見書)

第54条 条例第58条の意見書は、様式第24号によるものとする。

条例

(見解書)

第59条 事業計画者は、前条の意見書の送付を受けたときは、当該意見書に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)の内容を、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

- 2 事業計画者は、事業計画協議が終了するまでの間、前項の見解書を事業場(当該事業場に備え置くことが困難である場合にあつては、事業計画者の最寄りの事務所)に備え置き、閲覧させなければならない。この場合において、事業計画者は、正当な理由がなければ、閲覧を拒んではならない。

条例

- 3 事業計画者は、見解書及び前条の意見書の写し（同条の意見書が送付されなかったときは、その旨を記載した書面。次項及び第61条第1項において同じ。）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による見解書及び意見書の写しの提出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該見解書及び意見書の写しを当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

【解説】

- 1 第1項の周知方法については、事業計画概要説明会に係る周知方法に準じる。
- 2 見解書は、意見書ごとにはではなく、類似した意見を取りまとめて一括してこれに対する見解を述べるのが可能である。

規則

（見解書）

- 第55条 条例第59条第1項に規定する見解書は、様式第25号によるものとする。
- 2 第46条第2項及び第52条第1項の規定は、条例第59条第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第52条第1項第2号中「事業計画書」とあるのは、「見解書及び意見書の写し（意見書が送付されなかったときは、その旨を記載した書面）」と読み替えるものとする。

条例

（見解書に対する対象関係住民等の意見）

- 第60条 対象関係住民又は事業計画書について生活環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第4項の縦覧期間内に、同条第1項の見解書についての意見書を市長に提出するとともに、その写しを事業計画者に送付することができる。

【解説】

この条では、正本は市長に提出し、事業計画者には写しを送付できるという、条例第58条と逆の構図になっているので、注意すること。

規則

（見解書に対する意見書）

- 第56条 条例第60条の意見書は、様式第22号によるものとする。

条例

（事業計画に対する市長の意見）

- 第61条 市長は、第59条第3項の規定による見解書及び意見書の写しの提出があったときは、同条第4項の縦覧期間満了の日の翌日以後に、事業計画者に対し、次に掲げる事項についての意見を書面により速やかに通知しなければならない。
- (1) 対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項
 - (2) 合意形成の方法に関する事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定により通知したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに公表し、その書面を当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

規則

（事業計画に対する市長の意見の公表）

- 第57条 第46条第2項及び第48条第1項の規定は、条例第61条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第48条第1項第1号中「第49条各号」とあるのは「第55条第1項第1号から第6号まで及び第8号から第11号まで」と、同項第2号中「第52条各号」とあるの

規則

は「第61条第1項各号」と、同項第3号中「第52条」とあるのは「第61条第1項」と読み替えるものとする。

条例

(審議会への諮問)

第62条 前条第1項の場合において、市長は、事業計画協議に関する専門的な事項について調査し、及び審議する必要があると認めるときは、長野市廃棄物処理事業計画協議審議会に諮問することができる。

【解説】

審議会の詳細は、第3節に規定している。

条例

(公聴会の開催)

第63条 第61条第1項の場合において、市長は、対象関係住民、事業計画者等の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。

規則

(公聴会)

第58条 市長は、条例第63条の規定により公聴会を開催しようとするときは、その期日の3週間前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、意見を聴く必要があると認めた者にその旨を通知しなければならない。

2 公聴会は、市長又はその指名する者が議長として主宰する。

3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の10日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出をした者のうちから公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の3日前までに、指定した者にその旨を通知するものとする。

5 公聴会においては、前項の規定による指定を受けた者以外の者は、意見を述べることができない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。

6 公聴会において意見を述べる者が意見を聴こうとする案件の範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をするとき、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

7 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

【解説】

1 第3項の届出は、公聴会の期日の10日前までに市役所廃棄物対策課に到着することが必要である。

2 第5項の許可は、第4項の規定により市長が指定した者（公述人）以外で市長が必要と認めた対象関係住民や専門の学識経験者等を対象とするものである。

3 規則に定めるところによるほか、必要な事項は別に定める。（「公聴会の実施に係る事務処理要領」及び「公聴会の実施に係る事務処理要領逐条解説」）

条例

(最終見解書の提出)

第64条 事業計画者は、第61条第1項の規定による通知を受けたときは、同項の市長の意見に対する見解を記載した書面（次項及び第67条において「最終見解書」という。）を市長に提出しなければならない。

条例

- 2 市長は、前項の最終見解書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該最終見解書を当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

規則

(最終見解書)

第59条 条例第64条第1項に規定する最終見解書は、様式第26号によるものとする。

- 2 第46条第2項及び第52条第1項の規定は、条例第64条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第52条第1項第2号中「事業計画書」とあるのは、「最終見解書」と読み替えるものとする。

条例

(事業計画の変更)

第65条 事業計画者は、事業計画概要書又は事業計画書の記載事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、事業計画者に対し、この節に規定する手続の全部又は一部を再度実施すべきことを勧告することができる。
- 3 事業計画者は、前項の規定による市長の勧告があったときは、第1項の規定による届出の内容を、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

【解説】

第3項は、市長が事業計画者に対し協議をやり直すべき旨の勧告を行った際に、当該事業計画者が行うべき行為について規定したものである。周知の方法については、事業計画概要説明会の周知方法に準じる。

規則

(事業計画変更届出書)

第60条 条例第65条第1項の規定による事業計画の変更の届出は、事業計画変更届出書(様式第27号)により行うものとする。

条例

(事業計画の廃止)

第66条 事業計画者は、その事業計画を廃止するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに公表しなければならない。

【解説】

廃止した事業計画であっても、内容を変更して再度事業計画協議にかけることができる。ただし、この場合は必ず事業計画概要書(収集運搬業・再生輸送業に係るもの)にあつては、事業計画書の提出からやり直しとなる。

規則

(事業計画廃止届出書)

第61条 条例第66条第1項の規定による事業計画の廃止の届出は、事業計画廃止届出書(様式第28号)により行うものとする。

規則

- 2 条例第66条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 条例第55条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
 - (2) 条例第66条第1項の規定による事業計画の廃止の届出のあった年月日
- 3 第46条第2項の規定は、条例第66条第2項の規定による公表について準用する。

条例

(事業計画協議の終了)

第67条 事業計画協議は、第64条第1項の規定による最終見解書の提出又は前条第1項の規定による届出があったときに、終了するものとする。

条例

(事業計画協議に関する勧告)

第68条 市長は、事業計画者が事業計画協議を行わずに許可申請等をしたときは、事業計画協議を行うべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、事業計画者が第61条第1項の市長の意見に従わずに許可申請等をしたときは、期限を定めて、その事業計画の内容の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

【解説】

- 1 この条の勧告は、条例第74条第2項に規定する廃棄物の排出者に対して提供する行政指導の情報に該当する。
- 2 「事業計画協議を行わず」とは、協議手続の全部又は一部を行わずに許可申請した場合をいう。
- 3 説明が不十分である場合など、外形的には手続を行っているが、協議の実質が伴わない場合については、条例第61条第1項の市長意見で対応し、これに違背して申請してきたときは、第2項により勧告することとなる。
- 4 正当な理由がないのに勧告に従わないときは、勧告内容が公表されることとなっている。(条例第75条参照)

第3節 長野市廃棄物処理施設設置等に係る事業計画協議審議会

条例

(設置)

第69条 第62条の規定による市長の諮問に応じ、必要な事項を調査し、及び審議するため、長野市廃棄物処理事業計画協議審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第70条 審議会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市長が必要と認める者

(任期)

第71条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第72条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第73条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

条例

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【趣旨】

この条は、廃棄物処理施設設置等に関する合意形成手続において必要な調査及び審議をするため、長野市廃棄物処理事業計画協議審議会（以下「審議会」という。）を設置することを規定したものである。

【解説】

- 1 審議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき置かれる市長の附属機関であり、委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員の身分を有するものである。
- 2 審議会の任務は、条例第61条第1項の市長の意見を形成するに当たり、事業計画協議が適正に行われているか等について市長からの諮問に応じ、公平、公正、専門的な立場で周辺地域の生活環境の保全上の見地から必要な調査及び審議を行い、その結果を答申することである。

第5章 雑則

条例

(行政処分公表等)

第74条 市長は、法又はこの条例の規定に基づく処分を行ったときは、当該処分を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該処分の内容を速やかに公表しなければならない。

2 市長は、廃棄物の適正な処理を確保するために、廃棄物を排出する事業者等から求めがあったときは、法又はこの条例に違反する行為に対する行政指導の内容に関する情報の提供を速やかに行わなければならない。

【趣旨】

この条は、行政処分の公表、行政指導の内容に関する情報提供を迅速に行う旨を規定するものである。廃棄物の排出者等が処理業者を選択するために必要な情報を迅速に提供することで、廃棄物の不適正な処理を未然に防止することを目的とした規定である。

【解説】

- 1 第2項の情報提供とは、廃棄物を排出する事業者等から請求があった場合においては行政指導に関する内容を教示することであり、市が自ら行政指導の内容を公表するものではない。
- 2 行政指導の内容は、重大なものから軽微なものまで様々なレベルがある。第2項の規定に基づき提供する内容は、重大な行政指導として市長名により文書でなされたものをいう。
- 3 提供する情報は、長野市情報公開条例（平成13年条例第30号）に照らし公開することが可能なものに限る。
- 4 公表及び情報の提供に関する詳細な事項は、別に定める。

条例

(勧告の公表)

第75条 市長は、第21条、第24条、第26条、第28条、第47条又は第68条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

【解説】

勧告内容を公表される者の意見陳述の方法等必要な事項は別に定める。

条例

(報告の徴収)

第76条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、廃棄物を排出する事業者、廃棄物処理業者等、工事発注事業者、工事受注者、土地所有者等、木くずチップを保管し、又は使用する者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分又は木くずチップの保管若しくは使用に関し、必要な報告を求めることができる。

【趣旨】

この条例の施行に必要な報告を求めるものであり、法第18条に相当する条文である。

条例

(立入検査)

第77条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、廃棄物を排出する事業者、廃棄物処理業者等、工事発注事業者、工事受注者、木くずチップを保管し、若しくは使用する者その他の関係者の事務所、事業場、運搬車その他の場所、廃棄物の処理施設のある土地若しくは

条例

建物、廃棄物の不適正な処理が行われ、若しくは不適正な処理が行われた疑いのある土地若しくは木くずチップの保管の場所若しくは使用の場所に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは木くずチップの保管若しくは使用に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物、廃棄物であることの疑いのある物若しくは木くずチップを無償で収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

この条例の施行に必要な立入検査に関する規定であり、法第19条に相当する条文である。

規則

(身分を示す証明書)

第62条 条例第77条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第29号によるものとする。

条例

(実績報告)

第78条 第2条第6号ウからカまでに掲げる者は、毎年6月30日までに、前年度における産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関し、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

- 2 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設(政令第7条第14号に掲げる産業廃棄物の処理施設を除く。)の設置の許可を受けた者は、毎年6月30日までに、前年度における産業廃棄物の処分及び当該産業廃棄物処理施設の状況に関し、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

【解説】

- 1 第1項の規定により産業廃棄物の処理実績について報告する義務があるのは、法の処理業(収集運搬又は処分の業)の許可を受けた者である。従って、排出した産業廃棄物のみを自ら処理する事業者については、第2項に規定する場合を除いて報告義務を有しない。
- 2 第2項の規定により産業廃棄物の処理実績について報告する義務があるのは、法の施設設置許可を受けた者である。従って、業の許可の有無にかかわらず(排出した産業廃棄物のみを自ら処理する事業者であっても)、報告義務を有する。
- 3 第2項の規定により報告する「産業廃棄物処理施設の状況」は、最終処分場の埋立残存容量をいい、この場合において最終処分場は法第15条の許可を受けたものに限る。(すなわち、いわゆるミニ処分場は、報告対象外である。)
- 4 この条の違反に対応する罰則規定はないが、廃棄物行政の展開上極めて重要な報告であり、正当な理由がないのに提出を怠っていると認められる場合は、条例第76条の規定による報告徴収に移行することがある。

規則

(実績報告)

第63条 条例第78条第1項の規定による報告は、条例第2条第6号ウ及びオに掲げる者にあつては産業廃棄物運搬実績報告書(様式第30号)、同号エ及びカに掲げる者にあつては産業廃棄物処分実績報告書(様式第31号)により行うものとする。

- 2 条例第78条第2項の規定による報告は、産業廃棄物処分実績及び施設状況報告書(様式第32号)により行うものとする。

条例

(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)

- 第79条 その事業活動に伴う前年度の産業廃棄物の発生量が 500トン以上 1,000トン未満である事業場を市内に設置している事業者（次項において「準多量排出事業者」という。）は、毎年6月30日までに、規則で定めるところにより、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 準多量排出事業者は、毎年6月30日までに、前項の計画の実施の状況について、市長に報告しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定による計画の提出及び前項の規定による実施状況の報告があったときは、規則で定めるところにより、これらを公表しなければならない。

【解説】

- 1 500トン以上 1,000トン未満の産業廃棄物を排出した事業者に対し、減量等の計画の策定及び当該計画の実施状況の報告を求め、それらを縦覧に供する規定である。
- 2 第1項の「前年度」とは、準多量排出事業者の事業年度にかかわらず前年の4月1日から当年の3月31日までの1年間をいう。
- 3 第2項の「実施の状況」は、前々年度に策定した計画を前年度において実施した状況を記載するものであり、同様に4月1日から3月31日までの間を基準とする。

規則

(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)

- 第64条 条例第79条第1項の規定による計画の提出は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理計画書（様式第33号）により行うものとする。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 計画期間
 - (3) 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
 - (4) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - (5) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
 - (6) 産業廃棄物の分別に関する事項
 - (7) 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
 - (8) 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
 - (9) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
 - (10) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項
- 2 条例第79条第2項の規定による報告は、産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第34号）により行うものとする。
- 3 条例第79条第3項の規定による公表は、同条第1項の規定による計画の提出又は同条第2項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

条例

(国等に関する適用除外)

- 第80条 第23条及び第25条の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める団体が工事発注事業者となる場合については、適用しない。

【趣旨】

国等は、万一不適正な処理が行われた場合に十分責任を取り得ること、また、当然に事前の確認措置を行うものであるから、工事発注事業者の責務についての条例の規定を適用せず、それに対応する工事受注者の説明義務も適用しないこととしたものである。

【解説】

この条の規定により適用除外される部分は、工事発注事業者の講ずべき措置関係のみであり、その他の条項については、民間事業者と同様に適用となる。

規則

(工事発注事業者及び工事受注者の講ずべき措置に係る適用除外)

第65条 条例第80条の規則で定める団体は、財団法人長野県下水道公社とする。

条例

(委任)

第81条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

規則

(補則)

第66条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 罰則

条例

第82条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条、第10条、第32条、第34条、第40条又は第42条の規定による命令に違反した者
- (2) 第29条第5項、第36条、第37条第5項又は第44条の規定に違反した者
- (3) 第30条第1項又は第38条第1項の規定に違反して、変更の指定を受けないで、指定一般廃棄物又は指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行った者

2 第30条第5項又は第38条第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第23条第2項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者
- (2) 第30条第4項又は第38条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第46条の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者
- (4) 第76条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第77条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第83条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

- (1) 前条第1項第3号 100万円以下の罰金刑
- (2) 前条第1項第1号若しくは第2号、第2項又は第3項 同条の罰金刑

第84条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第11条又は第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第13条又は第18条の規定による命令に違反した者
- (3) 第19条の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者
- (4) 第79条第1項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者
- (5) 第79条第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【趣旨】

条例第82条から第84条までは、この条例の効力を担保するため、一定の行為や不作為について罰則を定めたものである。

条例第83条は、禁止行為について利益を受けるのは、行為者を使用する法人等であることから、当該法人等についても法と同様に罰則を適用するものである。

【解説】

条例第83条は、業務に関係して行われた行為であれば、当該法人等が行為者に実際に命令したかどうかは問わずに適用する。また、当該法人等の使用人が行為者に命じた場合（例えば、中間管理職が従業員に命令をしており、社長はそれを知らなかったような場合）であっても、当該法人等はこの条の規定が適用される。

附 則

条例

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に小規模廃棄物焼却施設(第11条第2項の規定により同条第1項の適用を受けることとなる小規模廃棄物焼却施設を含む。)を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、この条例の施行の日から30日以内に、規則で定めるところにより、同条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による届出をした者に係る第12条、第15条、第16条及び第19条の規定の適用については、第12条中「前条の規定による届出」とあるのは「附則第2項の規定による届出」と、第15条、第16条及び第19条中「第11条の規定による届出」とあるのは「附則第2項の規定による届出」とする。

- 4 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。
(任期の特例)

- 5 この条例の規定に基づき最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第71条本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 6 長野市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和41年長野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第4 廃棄物減量等推進審議会委員の項の次に次のように加える。

長野市廃棄物処理事業計画協議審議会委員			7,000
---------------------	--	--	-------

規則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の公布の日から廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号)の施行の日の前日までは、第21条第3項中「第12条の3第5項」とあるのは、「第12条の3第4項」と読み替えるものとする。

- 3 条例附則第2項の規定による届出は、小規模廃棄物焼却施設設置届出書(様式第1号)に準じて作成した小規模廃棄物焼却施設使用届出書により行うものとする。

この場合において、当該届出に係る第7条第2項の規定の適用については、同項中「着工予定年月日及び使用開始予定年月日」とあるのは、「設置年月日」とする。

(長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正)

- 4 長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年長野市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第21条を削る。

第22条中「様式第21号から様式第24号」を「様式第19号から様式第22号」に改め、同条を第21条とする。

第23条中「様式第25号」を「様式第23号」に改め、同条を第22条とし、第24条から第28条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第3を削る。

様式第19号及び様式第20号を削る。

様式第21号中「(第22条関係)」を「(第21条関係)」に、「第22条の」を「第21条の」に改め、

規則

同様式を様式第19号とする。

様式第22号中「(第22条関係)」を「(第21条関係)」に、「第22条の」を「第21条の」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第23号中「(第22条関係)」を「(第21条関係)」に、「第22条の」を「第21条の」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第24号中「(第22条関係)」を「(第21条関係)」に、「第22条の」を「第21条の」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第25号中「(第23条関係)」を「(第22条関係)」に改め、同様式を様式第23号とする。

条例

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第76条、第77条第1項及び第78条第2項の改正規定並びに第84条に2号を加える改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以下「旧条例」という。）第29条第1項又は第37条第1項の規定により指定の申請をしている者に対する指定の基準については、この条例による改正後の長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以下「新条例」という。）第29条第2項第3号又は第37条第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第29条第1項又は第37条第1項の指定を受けている者に対する新条例第35条第1項又は第43条第1項の規定による指定の取消しに関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定、第18条の改正規定（同条第1号イ(イ)に係る部分に限る。）、第64条の改正規定、様式第29号の改正規定及び様式第32号から様式第34号までの改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

平成 23 年 3 月 1 日 制定
平成 23 年 7 月 1 日 改正